

アメリカの法人税改革をめぐる議論 —税率水準と課税ベースの在り方を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 加藤 慶一

目 次

はじめに

I アメリカの法人税制の概要

II 法人税改革の議論の全体像

1 税制の中立性の観点に立つ抜本的改革案

2 次善策としての税率引下げと課税ベース拡大

3 法人減税に対する慎重論

III 税率水準と課税ベースの在り方をめぐる議論

1 法人税率と税収の関係

2 最近の主な法人税改革案

3 課税ベース拡大の理想と現実

おわりに

要 旨

アメリカの連邦法人税の税率は、1993年以來35%に据え置かれており、国際的にみて最高水準にあることが課題となっている。専門家の間では、法人税の根本的な在り方をめぐって世界的に長らく議論が続けられており、アメリカでもそれに沿う形で様々な抜本的改革案が検討されてきた。しかし、それらの案を実際に導入するには極めて課題が多いことから、当面の方向性として、税率の引下げと課税ベースの拡大を組み合わせる（Broad Base - Low Rate: BBLR）ことが有力な選択肢として議論されている。特に最近の厳しい財政状況の中にあっては、税率引下げに伴う代替財源を確保するという観点も重視されるようになってきており、オバマ政権下で公表された数々の法人税改革案は、基本的にこの方向性に沿ったものである。ただし、具体的な課税ベースの拡大策は難しい。有力な候補である租税支出の見直しには、政治的、経済学的観点から多くの課題が存在するからである。そのため、現在のところBBLRの法人税改革は実現していない。

はじめに

最近、法人税減税をめぐる議論が活発に行われている。かねてから経済の専門家や経済界の間では、日本の法人税率は国際的にみて高く、経済成長を阻害しているため、国際水準に合わせて引き下げるべきであるという議論が根強くあった。安倍晋三首相は、日本経済の再生を重要課題に据えて「アベノミクス」を推進しており、その一環として法人減税の実現に強い意欲を示している。平成24（2012）年末の政権交代後、当初は投資減税をはじめとする各種の政策減税（租税特別措置）の拡充や延長等の措置が講じられてきたが、平成26（2014）年の年明けから、本丸である法人実効税率の引下げが大きな論点となっている⁽¹⁾。極めて簡略化していえば、法人税の負担は課税ベース（課税標準）に税率を乗じて算出される。政策減税の拡充とは、課税ベースを縮小することによって税負担を軽減することを意味する⁽²⁾。近年の租税政策論では、一般に、税率の引下げと同時に課税ベースを拡大し、広い課税ベースと低い税率の組合せ（Broad Base - Low Rate: BBLR）の方向を目指すのが望ましいとされる。実際、諸外国の法人税制は、近年この方向で見直されているといわれており、平成26年中の議論を通じて、日本もこれに倣う方向性が示された。

諸外国に目を転じれば、日本と同様に法人税率が国際的にみて最高水準であるとされるアメリカ

* 本稿のインターネット情報の最終アクセス日は、平成27（2015）年2月26日である。

(1) 日本における最近の法人税改革の議論の経緯については、加藤慶一「法人税をめぐる最近の議論—税率引下げと代替財源を中心に—」（仮題）『調査と情報—ISSUE BRIEF—』（近刊予定）を参照。

(2) 「課税ベース」を、法人税の税率が適用される対象であると厳密にとらえるなら、税率適用後の算出税額から控除する税額控除方式の措置（日本の研究開発税制など）は、課税ベースに直接影響を与えるものではないということになる。しかし、一般的には、各種の政策減税は課税ベースを浸食するものととらえて論じられることが多いと思われるため、本稿もこれに倣う。

においても、ここ数年、税率引下げが検討されていることが注目される。このことは、日本も法人税率を引き下げるべきことを主張する論者からしばしば指摘されるが、アメリカにおける議論の詳細な中身にまで踏み込んで紹介されることは少ないように見受けられる⁽³⁾。日本の議論との関連では、特に、課税ベースと税率の在り方についてどのような議論が展開されているのかが注目されるところである。

このような問題意識に基づき、本稿では、アメリカの法人税制を概観した上で（第Ⅰ章）、主として同国の文脈における法人税改革の議論の全体像を踏まえて（第Ⅱ章）、バラク・オバマ（Barack Obama）政権誕生後の期間に焦点を絞り、同国における法人税率と課税ベースの在り方をめぐる議論を紹介する（第Ⅲ章）。日本との対比ができるよう、随所で我が国の議論にも言及している。結論を先取りすれば、現在のところアメリカで税率引下げは実現していない。厳しい財政状況の中にあっては代替財源の確保への要請が強いが、政治的側面、経済的側面の双方の観点から、その具体策について合意を得るのが難しいからである。

本論に入る前に、全体にかかわる用語の定義を述べる。本稿において「法人税」とは、法人段階での所得（income）に対する課税を指すものとする。所得とは、一定の期間における経営活動の結果実現したすべての収益とそれに対応する費用との差額として算定された正味（ネット）の利益（profit）である。したがって、個人事業主や非法人形態の企業に対する個人段階での所得課税や、法人が納税義務者であっても所得に対する課税ではないもの（日本の法人事業税のうち外形標準部分や固定資産税等）は、本稿でいう法人税には該当しない。なお、所得は、「資本所得」（利子、配当、キャピタルゲイン等の資産を源泉とする所得）と「勤労所得」（賃金、給与等の労働を源泉とする所得）に区分される。事業活動等によって生じる法人の所得は、最終的には配当やキャピタルゲインといった形で個人に分配されることになるため、法人税は、法人段階における資本所得課税といえることができる。

また、一口に法人税の「税率」といっても、厳密には「法定税率」（statutory rate）、「（平均）実効税率」（Effective (Average) Tax Rate: EATR）、「限界実効税率」（Effective Marginal Tax Rate: EMTR）という3つの概念がある⁽⁴⁾。法定税率は、法令に規定されている税率であり、日本の法人税（国税）についていえば、25.5%（平成27（2015）年1月1日現在）である。中央政府と地方政府の法定税率の合計⁽⁵⁾について、OECDは「合計法人所得税率」（combined corporate income tax rate）と呼んでいる。これに対して、政策減税等による課税ベースの違いも反映した法人税の負担率がEATRとEMTRである。EATRは、法人の税引前利益に占める法人税額の割合であり、EMTRは、投資を増やした場合にその追加分から生じる利益に対する法人税の負担率である⁽⁶⁾。単に「実効税率」といえば通常はEATRを指すが、日本では合計法人所得税率の意味で用いられることが多く、「実効税率の引下げ」とは、一般に、国および（または）地方の法定税率を引き下げることと理解されている⁽⁷⁾。本稿でも、

(3) アメリカにおける法人税をめぐる最近の議論を紹介したものとして、例えば、岡田至康ほか「【特集】法人税の課税ベースと税率のあり方 諸外国における現状—欧米諸国—」『税研』29巻4号、2013.11, pp.33-40が挙げられる。

(4) 詳しくは、橋本恭之「法人税の改革について」『会計検査研究』No.45, 2012.3, pp.72-75. <<http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/pdf/j45d05.pdf>>等を参照。

(5) ただし、国の法人税の算出に当たって、地方の法人税の納税額を損金算入することが認められている場合は、これを考慮に入れて調整する。

(6) 法定税率と異なり、これらの税率の計測手法やその結果は様々である。EATRの計測手法を整理した文献として、加藤慶一「企業の法人税等負担の計測手法と国際比較」『レファレンス』717号、2010.10, pp.113-126. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050300_po_071706.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>を参照。

(7) もっとも、法定税率の引下げは、間接的にはEATRやEMTRにも影響を及ぼす。

この慣例に倣い、「実効税率」を EATR ではなく、中央政府と地方政府の合計法人所得税率の意味で用いることとする。

I アメリカの法人税制の概要

本章では、アメリカの現在の法人税制の概要を簡単に述べる⁽⁸⁾。なお、アメリカでは州と一部の地方自治体も法人税を課しており⁽⁹⁾、こちらにも数多くの課題と改革の余地があるが、地域ごとに制度が異なるため一律に論じることができない。また、日本の地方法人二税（法人住民税および法人事業税）と比べれば、州等の法人税の役割は大きくない。そのため、本稿では基本的に連邦の法人税のみを扱う。

(i) 法人税の課税標準および税率

法人税の枠組みは各国で概ね共通しており、アメリカの制度も日本や他の主要国と大きく異なることはない。アメリカで法人税の課税対象となるのは、「内国歳入法典」(Internal Revenue Code: IRC) のサブチャプターCで規定されていることから、「C コーポレーション」と呼ばれる通常の法人である。課税所得は、売上収入や投資所得を合計した総所得から支払給与、減価償却費、広告宣伝費、交際費、貸倒損失、支払利息（負債利子）等の事業経費を控除することにより算出される。日本の法人税が、各事業年度の「益金」の額から「損金」の額を控除した「所得」に対して課税されるのと同様の構造である。ただし、法人税の課税所得の計算に当たっては、企業会計とは異なるルールが適用され、また、各種の特別な控除等が存在するため、課税所得と企業会計上の利益は一致しない。

連邦の法人税率は、1993年から現在に至るまで35%に据え置かれている。アメリカでは、課税所得が一定以下の場合、税率が累進構造になっている点特徴的である（表1）。州の法人税と合わせた実効税率は、例えばカリフォルニア州の場合、40.75%となる。課税所得に税率を乗じた後の算出税額からは、一定の要件を満たす場合に各種の税額控除が認められる。課税所得の計算に係る

表1 アメリカの法人税の税率構造（2014年）

課税所得 (X)	税 額
$0 < X \leq 50,000$	$15\% \times X$
$50,000 < X \leq 75,000$	$7,500 + 25\% \times (X - 50,000)$
$75,000 < X \leq 100,000$	$13,750 + 34\% \times (X - 75,000)$
$100,000 < X \leq 335,000$	$22,250 + 39\% \times (X - 100,000)$
$335,000 < X \leq 10,000,000$	$113,900 + 34\% \times (X - 335,000)$
$10,000,000 < X \leq 15,000,000$	$3,400,000 + 35\% \times (X - 10,000,000)$
$15,000,000 < X \leq 18,333,333$	$5,150,000 + 38\% \times (X - 15,000,000)$
$18,333,333 < X$	$35\% \times X$

(注) 一部の課税所得帯において税率が35%よりも高くなっているのは、軽減税率の恩恵を一部相殺する形で付加税率が適用されているからである。
 (出典) Internal Revenue Service, 2014 Instructions for Form 1120: U.S. Corporation Income Tax Return, 2015.1.8, p.17. <<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/i1120.pdf>>を基に筆者作成。

特別な控除と合わせて、これらの税負担軽減措置は「租税支出」(tax expenditures)と呼ばれる（詳細は第三章第2節(2)で後述。）。厳密には同じでないが、日本の租税特別措置と同様の概念と考えてよい。

(ii) 法人税と個人所得税の二重課税の調整

次章で述べるように、法人税は個人所得税（以下、単に「所得税」とする。）との二重課税となっているという見

(8) Martin A. Sullivan, *Corporate Tax Reform: Taxing Profits in the 21st Century*, Apress, 2011, pp.11-24, 79-87, 99-128; Mark P. Keightley and Molly F. Sherlock, "The Corporate Income Tax System: Overview and Options for Reform," *CRS Report*, R42726, 2014.12.1, pp.1-14; 伊藤公哉『アメリカ連邦税法—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで— 第5版』中央経済社, 2013; 徳弘高明・小林徹「米国連邦法人所得税制の概要—大統領選挙を前に—」『INTERNATIONAL TAXATION』32巻11号, 2012.11, pp.88-97等を参照した。

(9) ネバダ州やワシントン州等、法人税を課していない州もある。

方がある。そのため、日本を含む主要国では、個人が法人から株式配当を受ける際、配当の一定割合の税額控除やインピュテーション方式⁽¹⁰⁾といった形で二重課税を部分的に解消する措置を講じている。これに対して、アメリカは特段の調整措置を講じていない（クラシカル方式）⁽¹¹⁾。しかし、アメリカでは、内国歳入法典のサブチャプターSで規定されていることから「S コーポレーション」と呼ばれる一定の要件を満たす小規模法人は、法人税の課税対象とならず、その所得や損失は持株比率に応じて株主間で按分され、株主段階で所得税が課される仕組みとなっている（パス・スルー課税）。S コーポレーションは、非法人形態の企業であるパートナーシップおよび個人事業主と同様、所得税のみに服するため、法人税との二重課税は生じない。S コーポレーションとなるための株主数の制限等の要件は、徐々に緩和されてきた。また、連邦政府は1997年以降いわゆる「チェック・ザ・ボックス」規則を施行し、納税者が納税申告書のボックス欄にチェックを入れることで自らの意思に基づいてパス・スルー課税を選択できる制度を導入した。これにより、相当に規模の大きなものも含めて、ほとんどの有限責任会社（Limited Liability Company: LLC）はパス・スルー課税を選択できるようになった。その結果、アメリカでは法人税が課されない企業形態が発達していることが特徴であり、納税申告をする企業のうちC コーポレーションは6%弱にすぎない（2008年）⁽¹²⁾。法人税は、今や一部の大企業に対する税となっており、連邦税収の構成比で見ても、税収の対GDP比で見ても、法人税の役割は相対的に低下してきている（図1）。

(iii) 代替ミニマム税

アメリカの法人税や所得税には、「代替ミニマム税」（Alternative Minimum Tax: AMT）という仕組みがある。これは、過度な税負担軽減措置の利用による節税を防ぐための制度である。総収入が一定額を超える法人は、通常の法人税よりも限定的な控除を適用した上で一律20%の税率を乗じてAMTの税額を計算し、通常の法人税とAMTのいずれか高い方の税額を支払うことになる。もっとも、AMTのうち通常の法人税額を超える部分は、翌事業年度以降に無期限で繰越しが認められ、将来の法人税額から控除されるので、AMTは一時的な税といえる。本稿では詳しく扱わないが、法人のAMTは税制を複雑化する割に、その実効性には疑義が呈されている。そのため、第Ⅲ章第2節でみるように、最近の法人税改革案の多くは、AMTの廃止を提案している。

(iv) 国際課税の側面

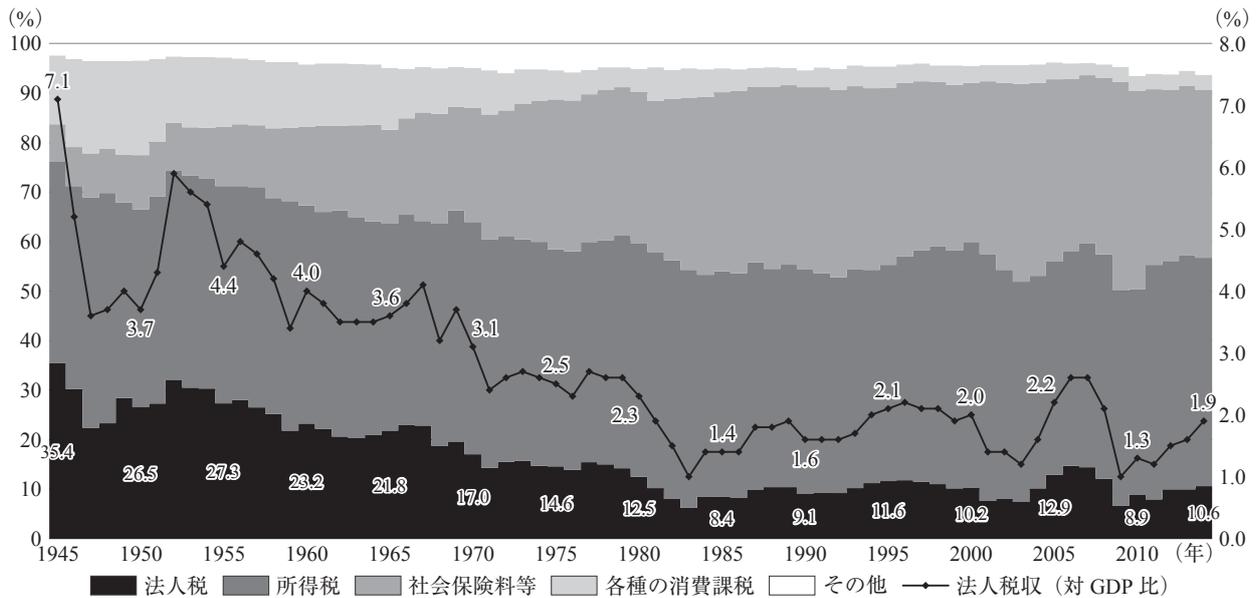
国際課税の観点からは、アメリカの法人税は居住地国課税の考え方にに基づき、ワールドワイド方式（worldwide tax system. 「全世界所得課税」とも呼ばれる。）と外国税額控除の組合せを採用している。すなわち、アメリカの居住者たる多国籍企業は、外国の子会社や支店の所得も合わせた全世界所得

(10) インピュテーション方式とは、個人株主が配当を受け取った場合、その配当所得を $[1 - \text{法人税率}]$ で割り戻すことで法人税課税前の総額（グロス）の配当所得を計算し、それを当該株主の給与所得等と合算した上で所得税の税額を計算し、そこからすでに法人税として支払った配当に係る税額を控除する方法である。かつて、欧州諸国で広く採用されていたが、近年では多くの国で廃止されつつある。現在インピュテーション方式を採用する代表的な国は、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ等である。

(11) ただし、アメリカでは、配当と保有期間1年以上の長期キャピタルゲインに対する所得税率が給与所得等に対する通常の税率よりも軽減されている。なお、法人間配当については、一定の要件を満たす場合、その全部または一部を課税所得から除外することにより、二重課税が調整されている。

(12) “Table 1. Number of Returns, Total Receipts, Business Receipts, Net Income (less deficit), Net Income, and Deficit by Form of Business: Tax Years 1980-2008.” Internal Revenue Service Website <<http://www.irs.gov/uac/SOI-Tax-Stats-Integrated-Business-Data>> 2008年の企業全体の納税申告、約3161万件の内訳は、個人事業主が約2261万件（71.5%）、パートナーシップが約315万件（10.0%）、法人が約585万件（18.5%）である。法人の中では、S コーポレーションが約405万件（69.3%）と多くを占め、C コーポレーションは約178万件（30.5%）である。

図1 アメリカ連邦税の税収内訳および法人税収の対GDP比



(注) 税収内訳は左目盛り、法人税収(対GDP比)は右目盛りである。アメリカの財政年度は、1976年度まで7月から6月までであったが、1977年度以降10月から9月までに変更された。1976年7月から同年9月までの間の移行期間については、上図では割愛している。

(出典) “Table 2.2 - Percentage Composition of Receipts by Source: 1934-2020”; “Table 2.3 - Receipts by Source as Percentages of GDP: 1934-2020,” Office of Management and Budget, *Historical Tables: Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2016*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2015. <<http://www.whitehouse.gov/omb/budget/Historicals>> を基に筆者作成。

に法人税が課される一方、二重課税を排除するため、子会社等が外国政府に支払った法人税相当額は、アメリカの法人税額から控除される(外国税額控除)。ただし、これには大きな例外があり、子会社の「能動的所得」(財やサービスの販売など通常の取引活動から生じる所得)については、配当等の形でアメリカの親会社に還流されるまで課税が繰り延べられる。外国子会社が海外に利益を留保するか再投資に回す限りは、当該利益にアメリカの法人税は課されない。したがって、実際の制度は、所得の発生地国に課税権を認める源泉地国課税の考え方に基づき、国外で稼得した所得には自国の法人税を課さないテリトリアル方式(territorial tax system。「国外所得免除方式」とも呼ばれる。)の要素も含んでおり、ワールドワイド方式との融合システムとなっている。なお、アメリカの株主が過半数の株式を保有する被支配外国法人(Controlled Foreign Corporation)に該当する外国子会社が、流動性の高い「受動的所得」(利子や使用料等)を得た場合は、課税の繰延べは認められない。また、外国の「支店」(子会社ではなく)の所得も、直ちに課税される。

国際課税の側面は、アメリカにおける法人税改革の議論でも、税率引下げと並んで中心的な位置を占めている。アメリカ企業の国際競争力の確保という観点から、他の主要国と同じテリトリアル方式に変更することを主張する論者は多い⁽¹³⁾。また、国外所得に対する課税繰延べは、アメリカへの利益の還流を阻害する「ロック・アウト効果」をもつという批判もある。総収入でみた同国の上位500社が2011年末時点で国外に留保している所得の残高は、1.5兆ドルを超えるという試算がある⁽¹⁴⁾。テリトリアル方式への変更が主張される背景には、こうした事情もある。これに対して、日本は、かつてアメリカと同じワールドワイド方式と外国税額控除の組合せ方式を採っていたが、

(13) 例えば、マーチン・フェルドシュタイン「グローバルオピニオン 米法人税の改革が必要」『日本経済新聞』2014.9.8等。

(14) Citizens for Tax Justice, *Which Fortune 500 Companies Are Sheltering Income in Overseas Tax Havens?: Ten Corporations Admit Paying Little Tax on Offshore Income; More Likely Do the Same*, 2012.10.17. <<http://ctj.org/pdf/offshoreincome.pdf>>

平成 21 (2009) 年度の税制改正で外国子会社からの配当の 95% を益金不算入とする制度が導入され、テリトリアル方式に近い仕組みに移行している。そのため、最近の法人税をめぐる議論において、この点は大きな論点になっていない。これに鑑みて、本稿では、国際課税の側面への言及は最低限にとどめ、深くは立ち入らないこととする。

II 法人税改革の議論の全体像

日本の法人減税議論では、専ら税率の引下げとその代替財源に焦点が当てられている。しかし、専門家の間では、法人税をめぐるさらに根本的な問題が長年論じられ、様々な抜本的改革案が公表されている。税率と課税ベースの議論も、このような全体像の中に位置付けて考える必要がある。その際、イギリスにおける包括的な税制改革を検討した『マーリーズ・レビュー』が、法人税をめぐる議論の全体像と先行研究の成果を幅広く整理しており、参考になる⁽¹⁵⁾。法人税率と課税ベースの在り方をめぐる議論については次章で詳しく扱うこととし、本章では、『マーリーズ・レビュー』での検討内容も踏まえて法人税改革の全体像について一般論を述べつつ、アメリカでこれまでに公表された大規模な税制改革の報告書等を取り上げることにより、同国の議論の大きな流れを概観する。

1 税制の中立性の観点に立つ抜本的改革案

(1) 法人税廃止論

(i) 法人税と所得税の完全統合

まず、法人税をめぐる伝統的な議論として、純粋な経済理論の観点からは、法人税を正当化する根拠はほとんどないといわれる。その最大の理由は、法人形態での事業への投資から生じる利益に対して、法人税は所得税との二重課税となることである。一般的な法人税の課税所得からは株式配当の支払いが控除されないため、配当には法人税が一度課されていることになる。その上で、株主が受け取った配当には個人段階でも所得税が課される。また、配当されずに法人の内部留保となった利益は、再投資に回されて当該法人の企業価値を高め、株価の上昇につながるが、株主が株式を売却してキャピタルゲイン（価格変動に伴う利益）を実現した際には、やはり所得税が課される。もちろん、現実の仕組みはもっと複雑であり、各種の特別措置等が多数存在することから、このよう

(15) Alan J. Auerbach et al., "Taxing Corporate Income," Sir James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2010, pp.837-893 およびこれに対する Harry Huizinga 氏と Jack M. Mintz 氏の論評 (同, pp.894-904, 905-913) ; James Mirrlees et al., "Chapter 17: Taxing Corporate Income," *Tax by Design: The Mirrlees Review*, New York: Oxford University Press, 2011, pp.406-428. このほか、本章第 1 節および第 2 節の執筆に当たって参照した主な文献は、Sullivan, *op.cit.*(8), pp.1-10, 25-54, 89-98, 129-141 ; Eric Toder, "Corporate Income Tax Reform... Dreaming On," *The Milken Institute Review*, 1st Quarter 2014, pp.16-27. <<http://www.taxpolicycenter.org/UploadedPDF/413004-Milken-Corporate-Income-Tax-Reform.pdf>> ; Molly F. Sherlock, "Tax Reform in the 113th Congress: An Overview of Proposals," *CRS Report*, R43060, 2014.3.24 ; Keightley and Sherlock, *op.cit.*(8), pp.15-34 ; Jane G. Gravelle and Thomas L. Hungerford, "Corporate Tax Reform: Issues for Congress," *CRS Report*, RL34229, 2012.12.26 ; James M. Bickley, "Tax Reform: An Overview of Proposals in the 112th Congress," *CRS Report*, R41591, 2012.10.26 ; 鈴木将覚『グローバル経済下の法人税改革』京都大学学術出版会, 2014, pp.19-42, 153-209 ; 吉弘憲介「第 8 章 アメリカの消費ベース課税思想—1990 年代以降の議論を中心に—」および野口剛「第 9 章 経済活動のグローバル化と法人課税—マーリーズ・レビューを素材に—」宮本憲一ほか編『現代租税の理論と思想』有斐閣, 2014 ; 関口智「現代アメリカ租税論の展開—グローバル経済下の企業課税論—」日本租税理論学会編『税制の新しい潮流と法人税』（租税理論研究叢書 19）法律文化社, 2009, pp.3-49 等である。

な見方は多分に単純化されたものだという留保は必要であるものの、個人事業主など非法人形態での事業から生じる利益には所得税しか課されないことと対比した場合、法人形態の投資から生じる利益は税制上不利に扱われることになる。経済主体による特定の行動や選択に対して税制が相対的に有利（または不利）に作用するという意味で、税制上の中立性が損なわれている。その結果、法人形態を採るか非法人形態を採るかによって投資に対する利益率が異なることから、市場における資源配分が歪められ、経済的な非効率が生じる。もっとも、法人形態で事業を営むことには、株主の有限責任や資本市場へのアクセスの容易さといったメリットがあり、これを法人税の課税根拠とする見方もある。しかし、Sコーポレーションや有限責任会社（LLC）など、法人形態を採りつつ法人税の課税対象とならない事業体もあることから、二重課税を正当化する強固な根拠とはみられていない。

最も抜本的な法人税改革案は、上記の二重課税を完全に排除することである。ひとつの方法は、法人税を廃止して、すべての法人に対してパス・スルー課税を行うことである。この方式の下では、配当に限らず、内部留保分も含めて、法人の利益はすべて個人株主間で配分され、所得税が課されることになる。このような仕組みは、法人税と所得税の「完全統合」(complete integration / full integration)と呼ばれる。アメリカでは、1977年の連邦財務省（Department of the Treasury）の報告書⁽¹⁶⁾が、2つの抜本的な税制改革案のうちの一つとして、この完全統合を提示した。

その際、理論的にさらに望ましいのは、所得税において、株式等のキャピタルゲインに対して売却による実現時ではなく含み益の発生時に課税することであると指摘されている⁽¹⁷⁾。仮にこの課税方式が実現できれば、法人が配当よりも内部留保を選好するという歪みをも解消することができる。一般的な所得税制では、株主が配当を受け取れば直ちに課税されるのに対して、キャピタルゲインは実現するまで課税が繰り延べられ、かつ、税率も低く抑えられていることが多い⁽¹⁸⁾。そのため、株主としては、法人に利益を内部留保して再投資に回してもらい、キャピタルゲインに期待する方が有利となる。法人にとっても、利益を配当してしまっても新規投資の資金は新株の発行で調達するよりも、利益を内部留保と投資に回す誘因が働く。これは、主として所得税制の問題ではあるが、法人という投資形態から生じる利益に対する非中立性という観点からは、広い意味で法人税制の問題ともいえよう。そしてアメリカの場合、上記の誘因は一層大きなものとなる。なぜなら、株式の未実現のキャピタルゲインには遺産税が課されないため、株主が死亡するまで株式を保有し続ければ、当該キャピタルゲインは完全に課税を免れるからである。発生時にキャピタルゲインに課税することにより、以上の問題は解消される。

(ii) 税制全体の消費課税への移行

完全統合よりも一層踏み込んだ提案として、主として経済効率性の観点から所得に対する課税自体を否定し、法人税のみならず個人段階の所得税等も廃止して税制全体を消費課税に全面的に移行することを主張するものもある。所得（Y）のうち消費（C）した残りが貯蓄に回されて資産の増加（S）となるため、 $Y=C+S$ が成り立つ。所得課税は、この式の左辺に課税するものであるから、

(16) Department of the Treasury, *Blueprints for Basic Tax Reform*, 1977.1.17. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/full.pdf>>

(17) このような提案を行っているものとして、例えば、Eric Toder and Alan D. Viard, “Major Surgery Needed: A Call for Structural Reform of the U.S. Corporate Income Tax,” 2014.4.4. Tax Policy Center Website <<http://www.taxpolicycenter.org/UploadedPDF/413090-Major-Surgery-Needed.pdf>> 等。

(18) アメリカでは、現在、配当とキャピタルゲインに同じ税率が適用されている。

貯蓄も課税対象に含まれることになる。さらに、貯蓄から生じた利子等は、所得として再び課税される。貯蓄は投資の源泉であるため、このような性質をもつ所得課税は、一般に、経済への負の影響が大きいとされている。これに対して消費課税では、具体的な仕組みとしては様々なものが考え得るが⁽¹⁹⁾、いずれにしても課税対象から貯蓄が除かれることになる。そして、貯蓄に課税しないということは、資本所得に課税せず、勤労所得にのみ課税することを意味する。

アメリカでは、法人税、所得税、遺産税などを全廃して連邦レベルの小売売上税（National Retail Sales Tax）で置き換えるという「フェア・タックス」⁽²⁰⁾の提案がある。また、2007年の財務省の報告書⁽²¹⁾には、「事業活動税」（Business Activities Tax: BAT）という名の欧州型の付加価値税（Value Added Tax: VAT）を連邦レベルで導入し、その税収を事業所得に係る法人税と所得税の廃止に充てる案が盛り込まれている。欧州型のVATを導入しようという提案は、一部の専門家からも出されているが⁽²²⁾、これらの案は、現行の法人税や所得税を完全に置き換えることを意図しておらず、VATの税収を現行税制の部分的な廃止や減税に用いるか、または、主として財政再建を目的に現行税制に上乘せして導入することを想定している。フェア・タックスのような抜本的改革案とは、やや趣を異にするといえよう。このような事情もあって、保守派はVATを「金のなる木」（money machine）であり、大きな政府を助長するものとみなしており、VATに対して否定的である。

(2) 法人税の構造に起因する非中立性とその改革案

前項で述べたような改革案は、法人税の「存在」自体に起因する非中立性を直截的に完全に取り去ってしまおうというものである。これに対して、現行の法人税制の「構造」に起因する非中立性を部分的に解消しようという、もう少し穏健な、とはいえ、課税ベースに重大な変更を加えるという意味では抜本的な改革案もある。

(i) “ACE”、包括的事業所得税（CBIT）

一般的な法人税制がもたらす代表的な歪みとして、資金調達的手段としての負債（debt）と株式（equity）の間の非中立性が挙げられる。一般的な法人税制の下では、株主への配当の支払いは課

(19) 以下で述べる付加価値税やフラット・タックス等以外の形態も採り得る。執行上の困難が極めて大きいためこれまで現実の世界で導入されたことはほとんどないが、所得（Y）から資産の増加分（S）を控除することにより課税対象である消費（C）を直接的に算出し、個人に対して直接税として課税する「支出税」（Expenditure Tax）が有名である。

(20) The Fair Tax Act of 2015 (S.155 - 114th Congress) 以下、アメリカの連邦議会に提出された法案として掲げるのは、いずれも最新のもののみであり、以前から同様の法案は繰り返し提出されている。

(21) Department of the Treasury, *Approaches to Improve the Competitiveness of the U.S. Business Tax System for the 21st Century*, 2007.12. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/Approaches-to-Improve-Business-Tax-Competitiveness-12-20-2007.pdf>> ただし、この報告書は、BATの導入案が経済的には最も優れている可能性を示唆してはいるものの、具体的な「提案」（recommendation）とは位置付けていない。税制改革の中でVATが検討された例は、ほかにもいくつかある。例えば、ロナルド・レーガン（Ronald Reagan）政権下の第2次税制改革の基礎となった財務省報告書、Department of the Treasury, *Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth: Volume 3: Value-Added Tax*, 1984.11. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/tres84v3All.pdf>> は、VATについて詳細な分析を行っているが、主として新たに生じる執行コストを理由に、直ちに導入することには否定的な態度を示している。

(22) 例えば、Michael J. Graetz, “100 Million Unnecessary Returns: A Fresh Start for the U.S. Tax System,” *Yale Law Journal*, Vol.112, No.2, 2002,11, pp.261-310 ; Leonard E. Burman, “A Blueprint for Tax Reform and Health Reform,” *Virginia Tax Review*, 28(2), 2008, pp.287-323 ; William G. Gale and Benjamin H. Harris, “A Value-Added Tax for the United States: Part of the Solution,” 2010.7.22. Brookings Institution Website <http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2010/7/22-vat-gale/0721_vat_for_us_gale.pdf> 等。

税所得から控除されないのに対して、負債利子は物価上昇（インフレ）を反映した分も含めてその名目額が控除される。そのため、法人は、株式発行よりも社債の発行や金融機関からの借入れ等による資金調達を選好することになるが、負債への過大な依存は、特にリーマン・ショックのような経済危機下において、倒産のリスクを高めるなどの弊害がある。このような見方に対しては、負債への依存は経営規律の強化を通じてむしろ倒産のリスクを低下させるという反論も有力であるが、いずれにしても、負債と株式の間で非中立性が生じていることは確かである。

このような非中立性は、法人の投資の規模にも影響を及ぼす。例えば、ある投資家が手元資金を社債の購入に充てる場合、最低でも、当該資金を国債等の安全資産に投資して得られる利益と同等の利子を企業に求める。したがって、負債の利子率には、法人が社債の発行による投資から得ることを期待される最低限の利益率が反映される。法人税の課税所得から負債利子を控除するというのは、「正常利益」（normal profit）には課税しないことを意味する。そして仮に、当該企業の技術力、ブランド力、市場への近接性といった立地上の優位性等により、正常利益を超える「超過利益」（supernormal profit. 「経済的レント」（economic rent）とも呼ばれる。）を獲得できた場合は、その部分に対してのみ法人税が課されることになる。これに対して、支払配当は課税所得から控除されないため、株式発行による投資の場合、正常利益と超過利益が区別されることなく、その両方に法人税が課されることになる。ここで、外国との間で商品や資本の取引がない閉鎖経済を前提とすれば、超過利益への課税が行われても、投資家が得る税引後の利益は手元資金を安全運用した場合よりも大きくなるため、法人の投資に対する意思決定に影響は及ばない⁽²³⁾。他方、正常利益が課税される場合、法人税の負担を考慮してもなお、安全運用の場合と同等以上の利益が出なければ投資が行われないことになる。すなわち、正常利益への課税は限界実効税率（EMTR）を上昇させ、要求される税引前の利益率が高くなること（資本コストの上昇）を通じて、法人による投資が抑制されることになる。法人が専ら負債による資金調達にのみ依存するのであれば話は別だが、そうでなければ、現行の法人税制は法人の投資に対して抑制的に作用する。

以上のような課題を解決するため、負債と株式の中立化を目指す改革案のひとつに、負債利子控除に相当する「株式控除」を株式発行による資金調達にも認めるという提案がある。“ACE”（Allowance for Corporate Equity）と呼ばれる法人税制がそれで、すでにベルギーやイタリアで導入例がある⁽²⁴⁾。株式控除は、実際の支払配当の額ではなく、前期末の「株主基金」に「みなし利子率」（株式調達による投資から通常得られると期待される利益率）を乗じることにより計算される、正常利益相当分である。実際の ACE では、株式の帳簿価額に国債の利子率等を乗じることで株式控除の額が計算されている。ACE は、株式投資に対しても正常利益相当分の控除を認めることにより、負債との間の中立性を確保するものである。同時に、法人税の課税対象が超過利益のみとなるため、法人の投資への抑制効果も解消する。

²³ 開放経済を想定した場合、企業の技術力やブランド力といった当該企業特有の（firm-specific）超過利益への課税は、資本の国際的な移動を通じて、一国の投資の規模に対して抑制的に作用する。一方、開放経済下でも、天然資源の存在や市場への近接性といった立地特有の（location-specific）超過利益への課税は、投資に影響を与えない。

²⁴ 『マーリーズ・レビュー』をまとめたイギリスの財政研究所（Institute for Fiscal Studies: IFS）が、Malcolm Gamie et al., *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, London: Chameleon Press, 1991 において提唱した。諸外国における ACE の導入例については、山田直夫「イタリアの ACE について—ベルギーの NID との比較—」『証券経済研究』86 号, 2014.6, pp.1-15；同「企業行動に対して中立的な税制—ベルギーの NID について—」『証券経済研究』73 号, 2011.3, pp.83-95 等を参照。

これとは反対に、負債利子控除を廃止し、負債投資の正常利益についても法人税の課税対象とすることにより、株式との間の中立性を回復しようという提案もある。アメリカの財務省が1992年の報告書⁽²⁵⁾で提示した4つの新たな税制試案のうち、「包括的事業所得税」(Comprehensive Business Income Tax: CBIT)がこれに当たる。CBITは、法人に限らず、非法人企業にも適用することが想定されている。また、CBITは法人税だけに焦点を当てた改革案ではない。企業段階では、負債と株式のいずれによる投資であっても、正常利益と超過利益を区別せずに課税する一方、所得税の課税ベースから利子、配当、キャピタルゲイン等を除外することにより、二重課税を排除しようという提案である。これは、所得を資本所得(事業所得を含む)と勤労所得に分割した上で、前者には企業段階で、後者には個人段階で課税しようという趣旨であり、後述のフラット・タックス等に近い税制ともいえる⁽²⁶⁾。なお、北欧諸国で導入されている二元的所得税(Dual Income Tax: DIT)も、資本所得と勤労所得に分けて考えるという点でCBITと共通している。DITは、資本所得には企業段階で一律の低税率を、勤労所得には個人段階で累進税率を適用して課税するものである。このような純粋な形態のDITは、CBITと等価である。しかし、実際に北欧諸国で導入されているDITでは、支払利子等に対して企業段階で源泉税を課すのではなく、個人段階において比例税率で課税されている。

(ii) キャッシュフロー税

一般的な法人税制がもたらす歪みとして、上述のように、資本コストの上昇に伴う法人による投資の抑制という問題があった。これを解消する改革案として、法人税の課税対象を「利益」や「所得」ではなく、キャッシュ(現金)の流入から流出を差し引いた正味(ネット)の「キャッシュフロー」に転換することにより、限界実効税率(EMTR)をゼロにするという提案(キャッシュフロー税)がある⁽²⁷⁾。これにはいくつかの形態があるが、ひとつは、財・サービスの販売や固定資産の売却等をキャッシュの流入、原材料の仕入れ、賃金の支払い、資産の購入等をキャッシュの流出として、実体のある(real)取引に伴うキャッシュフローのみを課税ベースとする案である(Rベース)。実態のある取引に加えて、金融(financial)取引に伴うキャッシュフローも課税ベースに取り込む形態(R+Fベース)の場合、借入金や受取利子もキャッシュの流入として認識される一方、元本の返済や負債利子はキャッシュの流出として控除される。いずれにしても、キャッシュの流入に課税する場合、それを得るために要したキャッシュの流出はすべて控除する点で共通している。超過利益にのみ課税することになるため、資本コストが上昇せず、法人による投資を抑制しない。また同時に、負債と株式の間の非中立性の問題も解消する⁽²⁸⁾。さらに、キャッシュフロー税では減価償却制度が廃止され、資産を取得した場合、当該年度に取得額の全額が課税所得から控除される(即時償却)。経済的な減価の速度を正確に測ることは困難であるため、減価償却制度を導入すると、相対的に優

⁽²⁵⁾ Department of the Treasury, *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*, 1992.1. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/integration.pdf>> なお、この報告書を踏まえて具体的な提案を行った *idem*, *A Recommendation for Integration of the Individual and Corporate Tax Systems*, 1992.12. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/recommendation-for-integration.pdf>> では、簡素さや執行上の容易さの観点から、CBITではなく、現行の法人税制はほぼ維持したまま、所得税において配当を非課税とする方式が推奨された。

⁽²⁶⁾ ただし、CBITはキャッシュフロー税ではなく、減価償却制度が存続するため、あくまで所得課税の範疇に入る。

⁽²⁷⁾ イギリスのIFSが1978年に刊行した『ミード報告』(J. E. Meade et al., *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade for the Institute*, London; Boston: George Allen & Unwin, 1978)が代表的である。同報告の後、30年余りの間における経済・社会構造の変化を踏まえて再検討を行ったのが『マーリーズ・レビュー』である。

遇される資産とそうでない資産が出てきて中立性が損なわれるという問題があるが、キャッシュフロー税ではこの問題も解消されることになる。

アメリカでは、大統領税制改革諮問委員会の2005年の報告書⁽²⁹⁾が提案した2つの新たな税制のうち、「成長および投資促進税」(Growth and Investment Tax: GIT)がRベースのキャッシュフロー税であった。GITは、包括的事業所得税(CBIT)の企業課税部分から減価償却をなくし、投資の即時償却を認めたものに等しいが、個人段階で資本所得に対して低税率の課税が維持される点でCBITと異なる。

(iii) フラット・タックス、Xタックス

法人税と所得税を同時に見直し、企業段階ではRベースのキャッシュフロー税を課すとともに、個人段階では資本所得に課税せず、勤労所得のうちプリンジ・ベネフィット等を除く賃金所得(年金や失業保険金を含む)にのみ課税するのが、アメリカにおける「フラット・タックス」⁽³⁰⁾や「Xタックス」⁽³¹⁾の提案である。これらの案は、個人段階で資本所得に課税しない点でGITと異なる。個人段階の賃金税には、累進性をもたせるために大きな額の標準控除が適用され、所得が一定以下の者は納税が免除される。フラット・タックスでは、キャッシュフロー税と賃金税の両方に対して比例税率が適用される。一方Xタックスでは、一層の累進性をもたせるため、賃金税には、企業段階のキャッシュフロー税の税率を最高税率とする累進税率が適用される。

企業段階のキャッシュフロー税では、投資が即時償却され、支払賃金と事業主負担に係る年金拠出金が控除される。これは、一般的な付加価値税(VAT)の仕入税額控除の対象に賃金等を加える形で修正を加えたものととらえることができる。そして、企業段階で控除された賃金と年金は、個人段階の賃金税で課税される。したがって、個人段階と企業段階を合わせて考えれば、フラット・タックスやXタックスの課税対象はVATに等しい。結局、これらの提案は、税制全体を消費課税に転換することを意味し、前項で法人税廃止論の一環として述べたフェア・タックスの改革案に近いものといえる。なお、法人税と所得税の完全統合案を提示した1977年の財務省報告書⁽³²⁾は、もうひとつの改革案として、法人税を廃止した上で個人段階においてキャッシュフロー税を課すことを検討した。この案も、結局は税制全体を消費課税に転換することになる。

(3) 抜本的改革案の課題

以上のような法人税の抜本的改革案は、経済的には一定の合理性があるものの、いずれも実現は容易でない。その理由のひとつが、実務上の執行の困難さである。例えば、法人税と所得税の完全統合を全面的に実施することは、現実にはほとんど不可能である。なぜなら、小規模な企業の場合

(28) R+Fベースの場合、負債利子控除が認められる一方、支払配当の控除は認められない。しかし、現行の法人税と異なり、借入金そのものが課税対象となるため、実質的に負債利子控除と相殺され、株式による資金調達との間の中立性は確保される。

(29) President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, *Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System*, 2005.11. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/Simple-Fair-and-Pro-Growth-Proposals-to-Fix-Americas-Tax-System-11-2005.pdf>>

(30) Robert E. Hall and Alvin Rabushka, *Low Tax, Simple Tax, Flat Tax*, New York: McGraw Hill, 1983; Robert E. Hall and Alvin Rabushka, *The Flat Tax*, Stanford, California: Hoover Institution Press, 1985 が提唱した。法案の形で提出されたものとして、The Flat Tax Act (H.R.1040 - 113th Congress); The Simplified, Manageable, and Responsible Tax (SMART) Act (S.173 - 113th Congress) 等がある。

(31) David F. Bradford, *Untangling the Income Tax*, Cambridge: Harvard University Press, 1986, pp.80-82, 329-334 が提唱した。

(32) Department of the Treasury, *op.cit.*(16)

と異なり、非常に多数の株主が刻々と株式の売買を行う大規模な上場企業等に関して、配当に回される分だけでなく、内部留保分も含めた利益の全体を各株主に正確に割り振るのは極めて困難だからである。また、キャピタルゲインに発生時に所得税を課するという案には、株式の時価評価の難しさや、納税者の手元に十分な現金がない場合、納税資金を工面するために株式を売却しなければならないといった問題がある。

抜本的改革案の実現が容易でないもうひとつの理由は、租税回避への懸念である。例えばオーナー企業の場合、もし法人税が廃止されれば、利益を配当に回さずに留保し続けることによって、課税を延々と繰り返し延べることができてしまう。アメリカでは死亡時まで配当を受けなければ、完全に課税を免れるのは前述のとおりである。このほかにも、様々な手法で、実質的な個人の所得に対する所得税の課税を免れるための手段として法人形態が用いられるケースが激増することが予想される。すなわち、現行の法人税には、所得税の「バックネット」(backstop。「下支え」という趣旨)としての存在意義もあるということである。そして何よりも、法人税を完全に廃止するという提案は、本章第3節で述べる国民の理解という観点からして、実現可能性はかなり低いといわざるをえない。これは、結局のところ税制全体を消費課税に転換することを意味するフラット・タックス等の提案にも当てはまることであり、とりわけ、個人段階で資本所得に課税しないという点は、導入に際しての大きな政治的障壁となる。

いくぶん穏当なキャッシュフロー税等の提案についても、導入するとなれば課題は山積である。例えば、R ベースのキャッシュフロー税を導入する場合、実体のある取引と金融取引を区別する必要があるが、線引きの曖昧さを利用した租税回避が生じる可能性がある。また、減価償却を廃止すれば、今後投資を行う企業にとっては有利となるが、適切な経過措置が設けられなければ、すでに巨額の投資を行った企業は大きな不利益を被る。包括的事業所得税(CBIT)については、負債による投資の資本コストを上昇させるため、現行の法人税よりも一層企業の投資に対して抑制的に作用し、倒産のリスクを高めるという懸念が呈されている。また、受取利子には課税するという現行の取扱いを維持しつつ、支払利子の控除が認められなくなれば、金融機関の法人税負担が急増しかねないという問題もある。そのため、租税回避の防止策を別とすれば、ドイツにおける2008年の税制改正で負債利子控除の一部を制限したという例はあるものの、CBITを全面的に導入した主要国は今のところない。実際に導入例があるACEは、現行の法人税制の構造の大部分を維持できるため、課題は最も少ないといえる。それでも、株式控除の算定の基礎となる株主基金やみなし利率の適切な設定方法をめぐり、課題は少なくない。

さらには税収の問題もある。第Ⅲ章でみるように、近年の法人税改革の検討に当たっては、財政への影響が非常に重視されるようになってきている。法人税と所得税の完全統合や消費課税への全面的な移行が税収にどのような影響を及ぼすかは、一義的には決まらない。しかし、課税対象としての一時点での消費は所得よりも小さいこと等から、一般には、税収を減少させるものと考えられている。キャッシュフロー税やACEも、課税対象が現行の法人税よりも小さいため、税率を据え置くのであれば、税収は落ちることになる。

2 次善策としての税率引下げと課税ベース拡大

(1) 税率引下げと課税ベース拡大の法人税改革の背景

(i) 税制の中立性の観点

前節でみた法人税の抜本的改革案は、理論的には一定の説得力があっても、近い将来実現する見

込みは高くない。そこで次善策として、法人に対する独立の所得課税を維持することを前提とするならば、広い課税ベースと低い税率の組合せ（BBLR）により、二重課税や非中立性の問題を部分的にでも緩和するのが望ましいということになる。

一般的に、課税は単に民間から政府への所得の移転にとどまらず、一括税⁽³³⁾以外のあらゆる形態の租税は、家計や企業といった経済主体の消費、貯蓄、投資等の行動を抑制し（資源配分の歪み）、社会全体の厚生を低下させるといわれている。この損失は「超過負担」（excess burden）または「死荷重」（deadweight loss）と呼ばれる。超過負担の大きさは税率の二乗に比例するとされているため、税率はできるだけ低い方が望ましい。課税ベースに関しては、一部の納税者や特定の行動を優遇するような特例措置が少ない中立的な税制の方が、資源配分を歪めないため望ましい。さらに、簡素な税制という観点からも特例措置は少ない方が望ましく、税務執行や納税手続に係る当局と納税者の双方のコストを抑制することにも資する。

(ii) グローバル化等に伴う新たな観点

そして、時代の変化に応じて、国際的な租税競争、経済活性化、法人税の転嫁と帰着といった新たな視点が加わってきていることも、BBLRの法人税改革、とりわけ、税率引下げを通じた法人税負担の軽減を後押しする要因となっている⁽³⁴⁾。むしろ一般には、税制の中立性の観点よりも、こちらの議論が支配的であるように思われる。今日、グローバル化の進展の中で、国境を越えた資本の移転がますます容易になっている。ワールドワイド方式であれテリトリアル方式であれ、法人税はまず所得の発生地で課税されるため、法人税負担の高い国に立地する企業は国際競争力が削がれる。企業には、法人税負担の低い国に経済活動を移転させる誘因が働く。また、高い法人税負担は、海外からの対内直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）にも負の影響を及ぼすと考えられている。このような、企業の立地や投資先の国を決めるに当たって重要な判断基準となるのが、平均実効税率（EATR）であるといわれている⁽³⁵⁾。このような認識の下、今日、世界的に法人税率の引下げ競争が生じており、開放経済下では一国だけが並外れて高い税率を採ることはできないというのが、法人税率引下げに賛成する論者の主張である。

もっとも、EATRの引下げは、政策減税の拡充で課税ベースを縮小することによっても達成でき

33) 一括税（lump sum tax）とは資源配分の歪みをもたらさない税のことであり、個別一括税と均一一括税の2種類に分けられる。個別一括税は、政府が各納税者の能力を完全に把握できるという仮定の下、その能力に応じて個人ごとに異なる額の定額税を課すものである（実現は極めて困難なため、仮想的な税である）。均一一括税は、すべての個人に同じ額の定額税を課すものであり、人頭税がこれに該当する。

34) 日本の議論においても、このような観点から法人減税の必要性を訴える文献は極めて多数に上る。ごく最近の主なものとして、土居丈朗「法人税減税は必要か（3） 法人減税・消費増税が経済活性化に望ましい」『エコノミスト』92巻44号、2014.10.14、pp.78-79；佐藤主光「成長志向の法人税への転換を目指す―“広く薄く”の負担構造へ―」『税理』57巻10号、2014.8、pp.2-5；原田泰「法人税を減税すべき根拠」『地銀協月報』650号、2014.8、pp.10-16；森信茂樹「10%程度の法人税率引き下げを―「課税ベース拡大」「成長戦略」とのセット不可欠―」『金融財政 business』10402号、2014.4.3、pp.10-14等がある。

35) 平均実効税率（EATR）や限界実効税率（EMTR）には、フォワードルッキング（forward-looking）な税率とバックワードルッキング（backward-looking）な税率の2種類がある。例えばEATRについていえば、税引前利益に占める法人税額として算出される最も単純な税率は、ある税制の下で企業が行動した結果実現した利益と税額から計算される税率であり、バックワードルッキングな税率に該当する。これに対して、フォワードルッキングな税率は、ある仮想的な投資プロジェクトから生じる利益がどの程度の法人税を負担するかを計算するものであり、税制が企業行動に与える誘因のみを反映する。したがって、より正確には、企業の立地国やFDIの規模に影響を与えるのは、フォワードルッキングなEATRである。同じことは、ある国における投資の規模に影響を与えると考えられているEMTR（後述）にも当てはまる。

る。あえて法定税率の引下げにより法人税負担を軽減するのは、それによって多国籍企業の租税回避も抑制できると考えられているからである。グローバル化の進展の中で、多国籍企業は、実体的な経済活動のみならず、帳簿上の利益をも国境を越えて移動することができるようになっており、今日では、法人税負担がゼロまたは極端に低いタックス・ヘイブン等への利益移転がますます大きな問題となっている。多国籍企業は、利益の源泉地国で当該国の優遇税制を利用し尽くしていると考えるのが妥当であるため、利益の集約先の国を決める際に重要な要素は、法定税率であると考えられている。法定税率の引下げには、租税回避の抑止という意味合いもあるというわけである。

法人減税を通じた投資や雇用の増加と経済活性化（GDPの成長）の観点も、しばしば強調される。上述のように、法人税負担を軽減することで企業の海外流出の抑制とFDIの呼び込みが達成できれば、国内の投資や雇用が増加して経済が活性化することが見込まれる。また、企業がある国において投資を行うことを決定したとき、その規模に影響を及ぼすのは限界実効税率（EMTR）であると考えられている。企業による追加的な投資に対する法人税負担が減少すれば、設備投資や人的資本投資が増加し、経済の活性化につながると見込まれる。次章でみるアメリカの最近の議論でも、法人税率引下げの主たる目的として成長の促進や雇用の創出が掲げられているが、それはまさにこのような観点に立ったものといえる。ただし、EMTRについても、その引下げは政策減税の拡充等によっても達成できる。一般的には、既述のような中立的な税制という観点から、法定税率引下げの方が望ましいとされているが、この点に関しては有力な反論もある（第Ⅲ章第3節(2)を参照）。

以上のような主張をさらに後押しするのが、法人税の転嫁と帰着の議論である。法人は自然人とは異なり、実体のある存在ではないという「法人擬制説」の考え方に従えば、法人自身が最終的に法人税を負担することはできず、何らかの形で個人に転嫁されることになる。伝統的な見方によれば、法人税負担はほぼすべて、法人の税引後利益と配当の減少や株価の下落等を通じて、非法人部門も含む資本の所有者に帰着すると考えられてきた⁽³⁶⁾。これに対して、近年の研究では、法人税負担の大部分は、長期的にみて、海外への移転がそれほど容易ではない労働者に賃金の減少という形で転嫁されると結論付けるものも多い⁽³⁷⁾。伝統的な見方との違いは、主に、グローバル化の進展を踏まえて開放経済を想定していることに起因する。そして一部の論者は、法人税負担の大部分は労働者に帰着するとの立場から、法人税率の引下げは賃金の増加につながるものであり、むしろ労働者にとって有利に作用すると主張する⁽³⁸⁾。

⁽³⁶⁾ Arnold C. Harberger, "The Incidence of the Corporation Income Tax," *Journal of Political Economy*, Vol.70, No.3, 1962.6, pp.215-240 が代表的な文献である。

⁽³⁷⁾ ハーバーガー（Harberger）氏自身、近年の研究ではこのような結論を導いている。このほか、例えば、理論経済モデルを用いた分析として、William C. Randolph, "International Burdens of the Corporate Income Tax," *Working Paper Series*, 2006.8. Congressional Budget Office Website <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/2006-09.pdf>> 等が、現実の世界の法人税率と賃金のデータを用いた実証分析として、Mihir A. Desai et al., "Labor and Capital Shares of the Corporate Tax Burden: International Evidence," *Harvard University Working Paper*, 2007.12 等がある。中には、Kevin A. Hassett and Aparna Mathur, "Spatial Tax Competition and Domestic Wages," *SSRN Working Paper Series*, SSRN2212975, 2010.12 のように、法人税を1ドル増税するごとに、賃金は短期的に2ドル、長期的には4ドル低下するとして、法人税負担が労働者に帰着する割合は100%を超えることを示唆する研究もある。

⁽³⁸⁾ 例えば、R. Glenn Hubbard, "The Corporate Tax Myth," *Wall Street Journal*, 2007.7.26 等。日本における議論で特にこの点を強調する文献として、田近栄治「(経済教室) 税制と成長戦略 (上) 法人税改革 引き下げ恩恵は労働者に」『日本経済新聞』2014.6.19；谷内満「(経済教室) 法人税改革の論点 (上) 企業減税、国民に広く恩恵」『日本経済新聞』2013.11.12；土居丈朗「第4章 経済活力を取り戻すための法人税負担軽減と消費税」土居丈朗編『日本の税をどう見直すか』（シリーズ現代経済研究）日本経済新聞出版社、2010、pp.135-158（特に pp.139-147）等が挙げられる。

(2) アメリカの法人税制の課題と改革の方向性

前項で述べた観点から、アメリカでは、ロナルド・レーガン政権下の1986年の第2次税制改革により、法人税を含む税制全体が広い課税ベースと低い税率の組合せ(BBLR)の方向で大きく改められた。その背景にある認識は、現在でも基本的に変わっていないといえる。オバマ大統領は、サブプライム・ローン問題やリーマン・ショック後の経済危機の克服に向けて、非党派的な助言等を得るべく、2009年2月に「大統領経済再生諮問会議」(The President's Economic Recovery Advisory Board. 議長: ポール・ヴォルカー (Paul A. Volcker) 元FRB議長)を立ち上げた。2010年8月に大統領に提出された『税制改革の選択肢に関する報告書—簡素化、法令順守、法人課税—』⁽³⁹⁾(以下「大統領経済再生諮問会議報告書」と題する報告書は、前節のような抜本的改革案には踏み込まないという制約の下、現行税制の分析を行った。そこで示された法人税の課題と改革の選択肢は、BBLRの法人税改革の背景とほぼ重なるものである。大統領経済再生諮問会議報告書は、現行の法人税の課題を以下のように分析している。

- ・アメリカの法人実効税率は、OECD諸国の中で日本に次いで2番目に高いが、平均実効税率(EATR)はOECDの中央値に近く、対GDP比でみた法人税収はかなり低い部類に属する。
- ・その一因は、法人税の課税ベースが狭いことにある。事業所得の約半分はパス・スルー課税により所得税の対象となり、また、無数の租税支出が存在する。
- ・このような高い法定税率と狭い課税ベースの組合せは、企業の投資を抑制し、また、企業の行動を歪めることを通じて、経済効率性を低下させる。
- ・加えて、高い法定税率は、アメリカ企業の国際競争力を落とすとともに、海外への所得移転または企業そのものの海外流出の原因となっている。

そして、このような課題を解決するためのひとつの選択肢として、大統領経済再生諮問会議報告書は法人税率の引下げを挙げている。また、税制の中立性を確保すると同時に、税率引下げに伴う減収を相殺するため、同報告書は、①負債利子控除を制限する、②法人課税と非法人課税の間の線引きを見直す(パス・スルー課税の適用対象を見直す)、③租税支出を廃止または削減する、という3つの案を検討している。もっとも、大統領経済再生諮問会議は特定の政策提言を行うことを意図して設けられた組織ではない。そのため、大統領経済再生諮問会議報告書は数ある税制改革案の議論に資するための資料と位置付けられており、具体的な提案を行っていない。

3 法人減税に対する慎重論

以上のように、広い課税ベースと低い税率の組合せ(BBLR)という考え方は専門家らの間で広く受容され、諸外国の法人税制も近年そのような方向に向かいつつあると認識されている。しかし、議論は単純ではない。国際競争力や経済成長の観点から法人減税が望ましいとする主張に対しては、それが現実の世界とどれだけ整合的なのかという点で議論の余地があり得る。また、エコノミストであり、アメリカの財務省や会計事務所での勤務経験もあるマーティン・サリヴァン(Martin A. Sullivan)氏が強調するように、現実の世界において妥当な税制は、経済学的な観点のみから導かれるものではな

⁽³⁹⁾ The President's Economic Recovery Advisory Board, *The Report on Tax Reform Options: Simplification, Compliance, and Corporate Taxation*, 2010.8. <http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/PERAB_Tax_Reform_Report.pdf> 法人税に関する部分は、pp.65-94である。

い。民主主義の下では、税制に対する一般国民の意識も重要であるが、それは常に経済学的にみて合理的であるとは限らない⁽⁴⁰⁾。法人減税の議論に、再分配や公平感の面からみた一般国民の意識といった観点が加わるとき、議論は一層複雑になる。

(i) 法人税率の国際比較の方法

日本では、法人税率引下げに慎重な立場の論者から、日本の法人税率は本当に高いのかという疑問がしばしば投げかけられる⁽⁴¹⁾。同様の議論はアメリカにもある。例えば、アメリカ議会図書館 (Library of Congress) の一部局である議会調査局 (Congressional Research Service: CRS) の報告書によれば、アメリカの法人実効税率を国際比較する際、各国の税率の単純平均ではなく、GDP による加重平均と比べるのが適切であるとされる⁽⁴²⁾。一般に、小さな国ほど市場規模等の点で企業立地上の利点が小さく、外資誘致等の目的で法人税率を低く設定する傾向にあるため、単純平均をとったのでは、国の規模を勘案した影響力という点で適切な比較が行えない。2013 年のアメリカの法人実効税率は 39.1% であるのに対して、同国を除く OECD 諸国の法人実効税率の GDP による加重平均は 28.4% である⁽⁴³⁾。この比較でもアメリカの実効税率が国際的にみて高いことに変わりはないが、単純平均 (25.1%) と比べた場合より乖離幅は小さくなる。また、CRS の報告書は、平均実効税率 (EATR) と限界実効税率 (EMTR) の国際比較に関する先行研究も踏まえて、これらについても GDP による各国の加重平均と比較すれば、アメリカの税率水準が国際的な平均値から大きくかけ離れているわけではないとしている。この点は、前述の大統領経済再生諮問会議報告書でも指摘されていることである。

(ii) 法人税負担が企業行動に与える影響の程度

次に、法人税率の高さが一定程度、投資の抑制や企業の海外流出の要因になっているとしても、実際の寄与度はどの程度かという点は議論になり得る。企業の投資等に対する意思決定には税制以外にも極めて多様な要素が影響を及ぼしていると考えられるが、もしそれらの寄与度の方が顕著に大きいのであれば、法人減税を行っても、経済活性化の効果は限定的なものにとどまる可能性がある。この点に関して、上記の CRS の報告書は、法人減税による生産量や賃金の押し上げ効果は極めて限定的であるとしている⁽⁴⁴⁾。また、サリヴァン氏は、近年アメリカの多国籍企業が国内の雇用を減らす一方、海外での雇用を増やしていることに関して、法人税負担も無視できない要素ではあるが、それが決定的役割を果たしたとは考えにくいと指摘している⁽⁴⁵⁾。一般に、法人にとって最大のコスト要因は法人税負担ではなく支払賃金であるし、また、アメリカの多国籍企業が雇用を増やしているのは主として西欧などアメリカとそれほど法人税率が違わない国であり、極端に税率の低い国での雇用者数は微々たるものである⁽⁴⁶⁾。

(40) Sullivan, *op.cit.*(8), pp.1-6, 41-44. ただし、あくまでサリヴァン氏は法人減税に賛成の立場である。

(41) 例えば、野口悠紀雄「法人税負担企業は 3 割弱 投資減税の効果は限定的」『週刊東洋経済』6468 号, 2013.6.29, pp.114-115; 同「日本の法人所得課税は本当に重い負担か?」『週刊東洋経済』6470 号, 2013.7.6, pp.106-107; 富岡幸雄「税金を払わない大企業の実態の検証—これでも日本の法人税は高いのか—」『税経通信』70 巻 1 号, 2015.1, pp.160-181 等。

(42) Jane G. Gravelle, "International Corporate Tax Rate Comparisons and Policy Implications," *CRS Report*, R41743, 2014.1.6, pp.1-9. ただし、CRS は中立を旨としているため、法人税率の引下げに反対の立場を表明しているわけではない。

(43) "OECD Corporate Income Tax Rates, 1981-2013," 2013.12.18. Tax Foundation Website <<http://taxfoundation.org/article/oecd-corporate-income-tax-rates-1981-2013>>; "GDP, US \$, current prices, current PPPs, millions" (OECD iLibrary, OECD. Stat により抽出) に基づいて算出。

(44) Gravelle, *op.cit.*(42), pp.10-14.

(45) Sullivan, *op.cit.*(8), pp.90-93.

(iii) 再分配等の観点

さらに、再分配や公平感といった観点からの法人減税論への反発も無視できない。前節でみたように、法人減税を支持する根拠のひとつに、法人税負担の大部分は労働者に帰着するため、法人減税はむしろ労働者にとって有利に働くというものがある。しかし、開放経済を想定してもなお法人税負担が労働者に帰着する割合は限定的であるとの研究⁽⁴⁷⁾や、実証分析からは法人税負担と賃金の上に頑健な負の相関関係を見出せないとの研究⁽⁴⁸⁾もあり、この点に関して専門家の間で共通の認識が得られるには至っていない。

財務省や議会予算局 (Congressional Budget Office: CBO) といった政府機関は、連邦税の負担が家計にどのように配分されているかを税目ごとに推計しており、それに際して、最近では、法人税負担の一部が賃金の低下等を通じて労働者に帰着すると想定するようになった。しかし、その割合は財務省が18%、CBOが25%であり、残りは株主など資本の所有者に帰着するとされている⁽⁴⁹⁾。なお、上下両院の合同租税委員会 (Joint Committee on Taxation: JCT) は、法人税負担の帰着が不確実であることから、転嫁されることを想定していない⁽⁵⁰⁾。上記の割合に基づいて財務省とCBOが推計した、長期的にみた法人税負担の所得階級別の家計への帰着の割合は表2・表3のとおりであり、相対的に高所得者層の負担が重くなっていることがわかる。一般には高所得者層ほど所得に占める資本所得の割合が高いため、法人税負担の一部が労働者に転嫁されると想定すれば、法人税の累進度は低下することになるものの、それでもなお法人税は累進的であるといえよう。そして、この観点からは、法人減税により税制の累進度が弱まることが懸念材料となり得る⁽⁵¹⁾。もちろん、税制がどの程度再分配に関わるべきなのかという点は、根源的な問いとして大いに議論のあるところであり、かつ、価値判断の問題を含むことになる。しかし、公平な税制を重視するリベラル派の立場からは、

(46) この点に関して、例えば、JETRO (日本貿易振興機構) は、日本企業に対するアンケート調査で、今後海外進出の拡大を図る予定がある企業を対象にその理由を尋ねている (複数回答可)。回答企業が多かった上位3つの理由は、「海外での需要の増加」(83.3%の企業が回答)、「国内での需要の減少」(47.8%)、「取引先企業の海外進出」(40.8%)であり、「人件費、税負担など国内コスト要因」(18.1%)は4位にとどまる。また、アジア諸国やBRICsなど新興国のビジネス環境の魅力・長所を国別に尋ねた質問では、いずれの国についても「市場規模・成長性」という回答が圧倒的に多く、「税制面のインセンティブ」を挙げた企業はかなり少ない。(日本貿易振興機構海外調査部国際経済研究課「2013年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査—ジェトロ海外ビジネス調査—」2014.3, pp.35, 56-57. <<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001622/07001622a.pdf>>)

(47) 例えば、Jennifer Gravelle, “Corporate Tax Incidence: Review of General Equilibrium Estimates and Analysis,” *National Tax Journal*, Vol.66, No.1, 2013.3, pp.185-214 は、先行研究を踏まえた上で、開放経済を想定してもなお法人税負担の60%程度は資本の所有者に帰着すると考えるのが妥当であるとしている。また、Gravelle氏は先行研究とは異なる新たな推計を試み、法人税負担のほとんどすべては資本の所有者に帰着することを示唆している。

(48) 例えば、Kimberly A. Clausing, “In Search of Corporate Tax Incidence,” *Tax Law Review*, Vol.65, No.3, 2012.8, pp.433-472 等。

(49) Julie-Anne Cronin et al., “Distributing the Corporate Income Tax: Revised U.S. Treasury Methodology,” *Office of Tax Analysis Technical Paper*, No.5, 2012.5. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/tax-analysis/Documents/OTA-T2012-05-Distributing-the-Corporate-Income-Tax-Methodology-May-2012.pdf>> ; Congressional Budget Office, *The Distribution of Household Income and Federal Taxes, 2008 and 2009*, 2012.7.10, pp.16-19. <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/43373-06-11-HouseholdIncomeandFedTaxes.pdf>> なお、CBOは左記の資料を毎年更新しているが、法人税負担の家計への帰着の比率は変更していない。

(50) Keightley and Sherlock, *op.cit.*(8), p.16. 合同租税委員会 (JCT) は上院財政委員会と下院歳入委員会に所属する各5名の議員で構成される超党派の委員会であり、エコノミスト等の専門家を擁するその事務局は、税制関連法案の審議に際して、議員に対して関連の資料や情報を提供する等の立法活動補佐を行っている。

(51) もっとも、既述のように、アメリカでは税収構成比でみた法人税の役割は大きくないこともあり、税制全体の累進度への法人税の寄与度は大きくない。税制全体の累進度のほとんどは、所得税によるものである。

表2 財務省による法人税負担の家計への帰着の推計 (2015年)

世帯の現金所得の十分位 ^(*)	法人税の負担額 (10億ドル)	当該所得階級の負担する 法人税が全体に占める割合	平均負担率 ^(**)
第1十分位	1.0	0.2%	0.7%
第2十分位	2.0	0.5%	0.6%
第3十分位	3.0	0.7%	0.7%
第4十分位	4.8	1.1%	0.9%
第5十分位	7.8	1.9%	1.1%
第6十分位	12.0	2.9%	1.3%
第7十分位	17.8	4.3%	1.5%
第8十分位	26.3	6.3%	1.7%
第9十分位	41.6	9.9%	1.9%
第10十分位	299.6	71.5%	4.7%
全世帯	419.1	100.0%	2.9%
上位 1%	194.7	46.5%	7.6%
上位 0.1%	128.7	30.7%	10.4%

(*1) 世帯の現金所得を世帯人員数の平方根で除することにより、世帯の規模が調整されている。現金所得とは、勤労所得、事業所得、資本所得、政府からの現金等による移転所得、退職金、雇用主が提供する健康保険を合計したものである。

(*2) 平均負担率は、所得階級ごとの法人税負担額を当該所得階級の現金所得金額で除した値である。

(出典) Office of Tax Analysis, "Distribution of Families, Cash Income, and Federal Taxes under 2015 Current Law (2015 Income Levels)," 2014.9.23. Department of the Treasury Website <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/Analysis-and-Research-Distribution-Tax-Burden-Current-Law-2015.pdf>> を基に筆者作成。

表3 CBOによる法人税負担の家計への帰着の推計 (2010年)

世帯の課税前所得の五分位 ^(*)	平均負担率 ^(**)	当該所得階級の負担する 法人税が全体に占める割合	当該所得階級の稼得する課税前 所得が全体に占める割合
第1五分位	0.7%	1.7%	5.1%
第2五分位	0.7%	3.1%	9.6%
第3五分位	0.8%	5.5%	14.2%
第4五分位	1.0%	9.5%	20.4%
第5五分位	3.1%	78.8%	51.9%
全世帯	2.1%	100.0%	100.0%
上位 1%	6.9%	49.5%	14.9%

(*1) 世帯の課税前所得を世帯人員数の平方根で除することにより、世帯の規模が調整されている。課税前所得とは、勤労所得、事業所得、資本所得および退職金等の合計（市場所得）に政府からの移転所得（社会保険その他の政府支援プログラムからの現金給付および現物給付）を加えたものである。

(*2) 平均負担率は、所得階級ごとの法人税負担額を当該所得階級の課税前所得で除した値である。

(出典) Congressional Budget Office, *The Distribution of Household Income and Federal Taxes, 2010*, 2013.12.4. <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/44604-AverageTaxRates.pdf>> を基に筆者作成。

税制の累進度の低下というのは大きな懸念材料となろう。また、法人税を完全になくしてしまうような抜本的改革案ともなれば、保守派の立場からでさえ、一般国民の感情としてなかなか賛同が得られないであろう。

Ⅲ 税率水準と課税ベースの在り方をめぐる議論

前章でみた法人税をめぐる議論の全体像を踏まえて、本章では、法人税率の水準と課税ベースの在り方に焦点を当てて、最近のアメリカにおける議論を紹介する。

1 法人税率と税収の関係

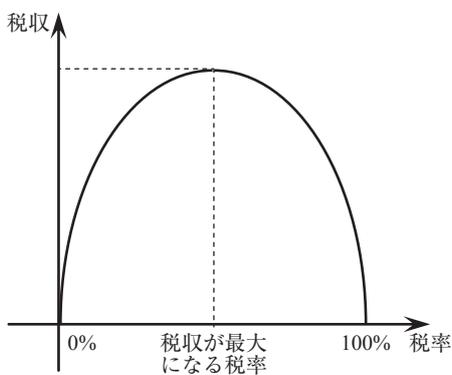
(1) 減税による税収へのフィードバック効果に関する様々な見方

議会予算局 (CBO) によれば、2016 年度から 2025 年度までの 10 年間における連邦の法人税収は、4 兆 5910 億ドルと見積もられている⁽⁵²⁾。連邦の法人税率は 35% なので、これに 1/35 を乗じて 10 で割れば、法人税率を 1% ポイント引き下げた場合の直接的な減収規模は、1 年間で平均 131 億ドル程度であると想定される⁽⁵³⁾。

(i) フィードバック効果は大きいとする見方

これをどのように賄うかに関して、アメリカでも、法人税率を引き下げればむしろ税収が増加するとの見方は、もちろんある。その代表は、経済学者のアーサー・ラッファー (Arthur Laffer) が 1974 年に着想を得たという「ラッファー・カーブ」の主張である⁽⁵⁴⁾。これは、税率と税収の関係について、前者を横軸に、後者を縦軸にとってグラフを描いたとき、逆 U 字型のカーブになるというものである (図 2)。税率が一定の水準を超えると、投資や労働への意欲が奪われてしまうため、税収はむしろ減ってしまうという考え方に基づいている。もし、現在の税率がラッファー・カーブの頂点よりも右に位置しているのであれば、税率を引き下げることにより、企業活動の活性化や外国企業の進出といった動的効果 (behavioral response) あるいはマクロ経済効果 (macroeconomic response) を通じて GDP が拡大し、税収はむしろ増加するという主張につながる。換言すれば、減税による税収への「フィードバック効果」は、減税による直接的な減収額を上回るということである。ラッファー・カーブは、1980 年代に、サプライサイド経済学に大きく傾倒したレーガン大統領の経済政策 (レーガノミクス) において、しばしば言及された。

図 2 ラッファー・カーブの概念図



(出典) 筆者作成。

税制改正に伴う税収の増減や、歳出措置の新設、制度変更等に伴う歳出の増減といったコストの見積りに際して、上記のような動的効果を考慮する手法を「動的スコアリング」(Dynamic Scoring) という⁽⁵⁵⁾。従来、議会予算局 (CBO) や合同租税委員会 (JCT) が税収見積りに用いてきた手法も、制度改正に伴う個人や企業のミクロ経済的な行動の変化はある程度考慮されているので、完全な「静的スコアリング」(Static Scoring) ではないものの、GDP に代表されるマクロ経済の規模は不変であると仮定している。税制改正に関する動的スコアリングは、①短期の需要刺激効果、②政府債務による民間投資へのクラウディング・アウトの効

⁽⁵²⁾ Congressional Budget Office, *The Budget and Economic Outlook: 2015 to 2025*, 2015.1, p.13. <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/49892-Outlook2015.pdf>>

⁽⁵³⁾ この数字はあくまで目安であって、厳密なものではない。同様の計算は、Gravelle, *op.cit.*(42), pp.10-11 でも行っている。CBO による 10 年間の法人税収の見積りは名目額であるため、この減収規模は過大であるとの批判はありうる。一方で、Gravelle 氏は、外国税額控除等の各種の税額控除措置の規模は税率に影響されないため、減収規模は本文の計算方法による額よりも大きくなる可能性に言及している。

⁽⁵⁴⁾ アーサー・ラッファー氏とラッファー・カーブについては、例えば、Romain D. Huret, *American Tax Resisters*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2014, pp.226-229 を参照。

⁽⁵⁵⁾ 動的スコアリングの概要およびコスト見積りをめぐるアメリカでの議論の経緯については、渡瀬義男「第 2 章 議会予算局 (CBO) 一増大する役割とその課題」渋谷博史監修『アメリカの財政民主主義』(アメリカの財政と分権 第 8 巻) 日本経済評論社, 2012, pp.127-164; Jane G. Gravelle, "Dynamic Scoring for Tax Legislation: A Review of Models," *CRS Report*, R43381, 2014.7.8 等を参照。

果⁽⁵⁶⁾、③労働供給や貯蓄、投資といったサプライサイドへの影響という3つの経路を通じてGDPが変化し、フィードバック効果が生じることを考慮に入れるというものである。近年では、CBOやJCTも動態的スコアリングに基づく試算を行うよう義務付けられてはいるが、両機関は動態的スコアリングをあくまで非公式な見積りとして位置付けている。

ラッファー・カーブの議論は、このような動態的スコアリングの極致にあるといえるもので、減税によるフィードバック効果が100%を超えるという主張である。法人税率を引き下げても自然増収により減収分は賄えると主張する論者として、例えば、保守系シンクタンクに位置付けられる「アメリカン・エンタープライズ研究所」(American Enterprise Institute)のアレックス・ブリル(Alex Brill)氏とケヴィン・ハセット(Kevin A. Hassett)氏が挙げられる⁽⁵⁷⁾。彼らは、OECD諸国の法人税率と法人税収の対GDP比との関係を分析したキンバリー・クラウシング(Kimberly A. Clausing)教授の先行研究⁽⁵⁸⁾を基に、データの取得期間を最近年まで伸ばすとともに、地方税を含めた場合についても検討を行った結果、両者の間にはラッファー・カーブの関係が存在することを示唆する確固たる根拠があると主張する。ブリル氏らによれば、税収を最大化する法人税率は、1980年代後半には34%前後(中央政府の税のみ)だったが、最近では26%程度にまで低下しているという。また、同氏らは、ラッファー・カーブの傾斜は以前より急になってきていると主張し、従来と同じだけ税率を変化させた場合、税収への影響がより大きくなっていることを示唆している。この研究に基づいて、ハセット氏は連邦議会で証言に立ち、アメリカの法人税率を26.4%とすれば今後10年間で7670億ドルの税収が増えるし、現在と同額の税収を維持する「税収中立」とするのであれば税率は17.8%まで下げられると述べた⁽⁵⁹⁾。

このほか、例えばグレゴリー・マンキュー(N. Gregory Mankiw)教授は、マシュー・ヴァインツィアール(Matthew Weinzierl)准教授との共著論文で法人税など資本課税の減税による税収へのフィードバック効果を分析し、減税直後は10%余りにとどまるものの、長期的な定常状態では経済成長に伴って減収額の半分程度が相殺されるとの結論を導いている⁽⁶⁰⁾。これを踏まえてマンキュー教授は、ラッファー・カーブの議論は楽観的すぎるとしても、法人税率引下げによる税収減のかなりの部分は動態的効果を通じた自然増収で賄えると考えるのが合理的だと主張している⁽⁶¹⁾。

(ii) フィードバック効果は限定的であるとする見方

しかし、以上のような主張、とりわけ、ラッファー・カーブの議論は、しばしば「魔術的経済学」(voodoo economics)と批判される。この考え方に則った1981年のレーガン第1次税制改革が、結果的に巨額の財政赤字を生み出したからである。議会調査局(CRS)の報告書は、ラッファー・カー

⁽⁵⁶⁾ 政府債務の増加が金利の上昇を招き、民間の設備投資等を減少させる効果のこと。

⁽⁵⁷⁾ Alex Brill and Kevin A. Hassett, "Revenue Maximizing Corporate Income Taxes: The Laffer Curve in OECD Countries," *AEI Working Paper*, No.137, 2007.7.31. <http://www.aei.org/wp-content/uploads/2011/10/20070731_Corplaffer7_31_07.pdf>; Kevin A. Hassett, "Art Laffer, Righter than Ever," *National Review*, Vol.58, No.2, 2006.2.13, p.6.

⁽⁵⁸⁾ Kimberly A. Clausing, "Corporate Tax Revenues in OECD Countries," *International Tax and Public Finance*, Vol.14, issue 2, 2007, pp.115-133.

⁽⁵⁹⁾ Kevin A. Hassett, "Testimony before the Joint Economic Committee: How the Taxation of Capital Affects Growth and Employment," 2012.4.17, p.16. <http://www.jec.senate.gov/public/index.cfm?a=Files.Serve&File_id=a3c28459-af3c-430e-a7e7-3547bd634fe4>

⁽⁶⁰⁾ N. Gregory Mankiw and Matthew Weinzierl, "Dynamic Scoring: A Back-of-the-envelope Guide," *Journal of Public Economics*, Vol.90, 2006, pp.1415-1433.

⁽⁶¹⁾ N. Gregory Mankiw, "The Problem with the Corporate Tax," *New York Times*, 2008.6.1. <http://www.nytimes.com/2008/06/01/business/01view.html?_r=0>

ブに対して、理論と実証分析の両面から疑問を投げかけている⁽⁶²⁾。報告書は、まず理論面から、閉鎖経済を想定した伝統的な経済モデルでは、一般に、税率水準を上下させてもそれに伴う課税ベースの変動はほとんどないと想定されるため、法人税率を引き上げれば税収も増えるという結果になること、また、開放経済を想定した経済モデルでは、税率を引き下げれば海外から国内への資本の移動が生じるものの、それを考慮してもなお、税収を最大化する法人税率は70%を超える水準であり、ブリン氏らが主張するような30%近辺という結果にはならないことを指摘する。税率の操作による資本の移動という動態的効果を通じて税収を最大化する税率なるものを導出することは、理論面からみて不可能だというわけである。加えてCRSの報告書は、実証分析の面から、上記のブリン氏やクラウシング教授の論考を精査し、データや分析手法を適切に修正すれば、法人税率と税収の対GDP比との間のラッファー・カーブの関係は統計的に有意でなくなると結論付けている。CRSの別の報告書では、先行研究をベースに、より現実的と判断した仮定に基づいて、法人税率を35%から25%に引き下げた場合の生産量や賃金への影響を検討し、税収へのフィードバック効果は4.7~6.6%にすぎないと推計している⁽⁶³⁾。しかも、これは勤労所得と資本所得に対する個人段階での所得税収の増加に伴うものであって、法人税収の増加は無視できるほどでしかない。また、仮に法人税率引下げによって非法人部門や海外への利益移転が完全になくなると仮定しても、直接的な減収分を相殺することはできそうにないという。

このほか、例えばリベラル系シンクタンクに位置付けられる「予算・政策優先度研究所」(Center on Budget and Policy Priorities)のポール・ヴァン・デ・ウォーター(Paul N. Van de Water)氏は、動態的スコアリングは不確実な要素を多く孕む上、操作の余地があり、予算過程の信頼性を損なうので用いるべきでないと主張する⁽⁶⁴⁾。また同氏は、動態的スコアリングの下での税収中立の税制改革案は、紙の上だけで成立する架空のものにすぎず、現実には財政赤字を拡大する可能性が非常に高いという。

(2) 財政危機下での法人税改革—財政責任および改革委員会報告書—

以上のように、法人税率と税収の関係に対する専門家の見方は割れている⁽⁶⁵⁾。ラッファー・カーブが成立するならば法人減税は容易に実現できようが、アメリカにおいても、そのような考え方が広く一般に受け入れられているとはいえない。いずれにせよ、現在の状況下では、経済成長による自然増収のみに依存して、代替財源の手当てをせずに法人税率引下げを行うという道をとるのは難しくなっている。その背景には、リーマン・ショック後の世界的な経済危機を受けて、主要国の税収が低迷し、一方で景気刺激や貧困対策のために各国とも多額の財政出動を実施した結果、財政状況が悪化したことが挙げられる。アメリカも例外ではなく、対GDP比でみた同国の一般政府の純債務は、リーマン・ショック以前は40%前後で推移していたが、現在では80%を超える水準に達している。このような状況にあっては、リベラル派は、むしろ税制改革を通じて税収を増やすことにより政府債務の削減を志向する傾向があるし⁽⁶⁶⁾、税率引下げのような恒久減税に当たって

(62) Gravelle and Hungerford, *op.cit.*(15), pp.6-12.

(63) Gravelle, *op.cit.*(42), pp.1, 15-18.

(64) Paul N. Van de Water and Chye-Ching Huang, "Budget and Tax Plans Should Not Rely on "Dynamic Scoring": Estimates Are Highly Uncertain and Subject to Manipulation," 2014.11.17. Center on Budget and Policy Priorities Website <<http://www.cbpp.org/files/10-18-11bud.pdf>>

(65) 本項の記述に当たっては、Sullivan, *op.cit.*(8), pp.143-148等を参照した。

は、恒久的な財源を用意すべきことを指摘する⁽⁶⁷⁾。他方、正味（ネット）の増税には否定的な保守派も、法人減税に当たっては何らかの代替財源を考慮するようになってきている⁽⁶⁸⁾。

オバマ大統領は、政府債務の累増など財政上の諸課題への中長期的な対応策を検討するため、2010年2月に「財政責任および改革委員会」（The National Commission on Fiscal Responsibility and Reform. 共同委員長：アラン・シンプソン（Alan Simpson）上院議員、アースキン・ボウルズ（Erskine Bowles）クリントン元大統領首席補佐官）という超党派の組織を立ち上げた。同年12月に公表された『正念場』⁽⁶⁹⁾と題された最終報告書は、「債務から目をそらす時代は終わり、後戻りはできない」⁽⁷⁰⁾との認識の下、税制を含む諸改革により、2020年までに4兆ドル近く累積債務を削減することを提案した。そこで示された税制改革の基本原則は、税率を引き下げ、課税ベースを拡大し、税法を簡素化し、財政赤字を削減することであり、特に法人税改革によってアメリカのビジネス環境を最良のものとし、雇用を創出することが必要であるとされている。具体的には、法人税率を23%から29%の間の単一税率とし、代替ミニマム税（AMT）を廃止する一方で、多くの租税支出を見直すことを提案した。『正念場』はひとつの例示案として、28%という法人税率とほぼすべての租税支出の廃止という組合せを提示し、課税ベースを見直せば税率の大幅な引下げと財政赤字の削減の同時達成が可能であることを示唆した。また、『正念場』は、アメリカ企業の国際競争力の確保のため、国際課税方式は現行のワールドワイド方式からテリトリアル方式に変更することを提案した。

『正念場』の公表後、2011年を迎えて法人減税の議論は一層本格化した。背景には、2010年11月の中間選挙で共和党が圧勝し、第112議会期（2011年1月3日～2013年1月3日）以降、下院で共和党が多数派を占める「分割政府」となったことから、オバマ大統領が中道路線寄りにシフトしたことが挙げられる⁽⁷¹⁾。また、ちょうどこの頃、日本が平成23（2011）年度税制改正で法人実効税率を5%引き下げる方針を決めたことも刺激になったといわれている⁽⁷²⁾。オバマ大統領は、1月25日の一般教書演説で、税率が高く、特定の企業や業界のみを優遇する構造となっている現行税制の

(66) 例えば、Citizens for Tax Justice, *Tax Reform Details: An Example of Comprehensive Reform*, 2013.10.23. <<http://www.ctj.org/pdf/taxreformdetails.pdf>> で示された税制改革案は、税制の簡素化と累進強化を図ると同時に、改革を通じた税取増を目的に掲げ、法人税率を引き下げることなく、課税ベースの拡大のみを行うことを主張している。

(67) 例えば、Chuck Marr and Brian Highsmith, "Six Tests for Corporate Tax Reform: Reform Should Help Shrink Long-Term Deficits, Reduce Biases and Preferences in the Tax Code, and Discourage Tax Sheltering," 2012.2.24, p.4. Center on Budget and Policy Priorities Website <<http://www.cbpp.org/files/2-28-11tax.pdf>> 等。

(68) 例えば、Curtis Dubay, "Corporate Tax Reform Should Focus on Rate Reduction," *WebMemo*, No.3146, 2011.2.11. The Heritage Foundation Website <<http://www.heritage.org/research/reports/2011/02/corporate-tax-reform-should-focus-on-rate-reduction>> ; *idem*, "Business Tax Reform: Focus on Rate Reduction Now, Save Expensing for Later," *Issue Brief*, No.4113, 2013.12.19. The Heritage Foundation Website <<http://www.heritage.org/research/reports/2013/12/business-tax-reform-focus-on-rate-reduction-now-save-expensing-for-later>> は、法人税率引下げにより累積債務が増加することは受け入れ難く、かつ、企業の負担を個人に付け替えるべきでもないとの立場を表明している。もっとも、Duanjie Chen and Jack Mintz, "New Estimates of Effective Corporate Tax Rates on Business Investment," *Tax & Budget Bulletin*, No.64, 2011.2. Cato Institute Website <http://www.cato.org/sites/cato.org/files/pubs/pdf/tbb_64.pdf> のように、課税ベースの拡大は税収中立のためではなく、純粋に税制の中立性の確保と長期的な経済成長を目的として行われるべきことを主張する文献もある。

(69) The National Commission on Fiscal Responsibility and Reform, *The Moment of Truth*, 2010.12. <http://www.fiscalcommission.gov/sites/fiscalcommission.gov/files/documents/TheMomentofTruth12_1_2010.pdf>

(70) *ibid.*, p.7.

(71) 「米、法人税下げ本格議論 大統領が路線転換 課税ベース拡大とセットか」『読売新聞』2011.1.14. なお、2014年11月の中間選挙後は、上院でも共和党が多数派となった。

(72) 「米政権 法人税下げ方針 先行日本に危機感」『朝日新聞』2011.1.14; 「オバマ政権 法人減税検討 再選戦略 経済界に接近」『毎日新聞』2011.1.23.

問題点を指摘し、税の「抜け穴」(loophole)を塞ぐことにより、財政赤字を拡大させることなく法人税率の引下げに向けた税制改革を行うよう、民主・共和両党に呼びかけた⁽⁷³⁾。さらにオバマ大統領は、4月13日のジョージ・ワシントン大学での講演で、『正念場』を踏まえた4兆ドルの債務削減案の枠組みを提示するとともに、その一環として包括的な税制改革の断行を議会に求めた⁽⁷⁴⁾。この後、次節でみるように、民主・共和両党から活発に連邦議会に法人税改革案が提示されることになるが、財政危機下での改革案はいずれも、『正念場』と同様に税率の引下げと課税ベースの拡大をセットで提案するものである。

2 最近の主な法人税改革案

本節では、連邦政府の報告書や議会への提出法案等に的を絞って『正念場』以降に出された主要な提案を取り上げ、議論の経過を紹介し、さらに課税ベースの拡大策として言及されることの多い主な候補を概観する。

(1) 最近の主な法人税改革案

最近の主な税制改革案は以下のとおりである⁽⁷⁵⁾。なお、『正念場』も含めた各案の法人税に関する部分について、概要を本稿の末尾に一覧表の形でまとめてある。

(i) ワイデン＝コーツ両議員の「公平で簡素な税制に関する超党派法案」

2011年4月、当時、合同租税委員会(JCT)委員長であった民主党のロン・ワイデン(Ron Wyden)上院議員と共和党のダン・コーツ(Dan Coats)上院議員らは、「公平で簡素な税制に関する超党派法案」⁽⁷⁶⁾(以下「超党派法案」)を議会に提出した。法人税に関して、超党派法案は、課税所得100万ドル以下に対する軽減税率を廃止して24%の一律税率とするとともに、代替ミニマム税(AMT)を廃止するとしている。一方で、加速度償却や棚卸資産の評価方法の見直し、国内製造活動控除(これらの制度の詳細は次項で扱う)をはじめとする各種の税制優遇措置の廃止等により、課税ベースを拡大することとしている。負債利子のうちインフレ率に相当する部分については控除を制限するなど、一般には租税支出の範疇に含まれない項目の見直しが含まれている点が注目される。他方で、小規模企業に対しては、恒久的にすべての資産の即時償却を認めるなど、税負担の軽減が図られている。これは、課税ベースの観点からは、その縮小につながる措置であるといえる。また、国際課税方式については、国外所得の課税繰延べを廃止してワールドワイド方式に純化する方向での見直しが提案されている。テリトリアル方式への移行論が強い中でのこの提案は、超党派法案を特徴付けるものといえよう。

(73) “Remarks by the President in State of Union Address,” 2011.1.25. The White House Website <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/01/25/remarks-president-state-union-address>>

(74) Katelyn Sabochik, “President Obama’s Framework for \$4 Trillion in Deficit Reduction,” 2011.4.13. The White House Blog <<http://www.whitehouse.gov/blog/2011/04/13/president-obama-s-framework-4-trillion-deficit-reduction>>; “FACT SHEET: The President’s Framework for Shared Prosperity and Shared Fiscal Responsibility,” 2011.4.13. The White House Website <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/04/13/fact-sheet-presidents-framework-shared-prosperity-and-shared-fiscal-resp>>

(75) 本項の記述全般にわたって参照した資料は、Bickley, *op.cit.*(15); Sherlock, *op.cit.*(15), pp.28-34; 岡田ほか 前掲注(3)である。

(76) Bipartisan Tax Fairness and Simplification Act of 2011 (S.727 - 112th Congress). なお、ワイデン議員は、共和党のジャド・グレッグ(Judd Gregg)上院議員と共同で、2010年にも同じ名称で内容もほぼ共通する法案(S.3018 - 111th Congress)を議会に提出している。

(ii) ホワイトハウス・財務省『企業税制改革に関する大統領の構想』

2012年2月、ホワイトハウスと財務省は共同で、『企業税制改革に関する大統領の構想』⁽⁷⁷⁾（以下「共同報告書」）を発表した。そこでは、大統領経済再生諮問会議報告書と同様の問題意識に立脚し、かつ、『正念場』と同様に財政責任を重視する立場から、多くの租税支出の廃止等を通じた課税ベースの拡大によって確保される財源を、法人税率の28%への引下げに充てるという枠組みが提示された。共同報告書の特徴は、アメリカ経済における役割の大きさに鑑みて、製造業への手厚い配慮を講じている点である。製造業については、国内回帰を促すため、国内製造活動控除を拡充することにより実効税率を実質的に25%以下まで引き下げることとしている。また、製造業における研究開発の重要性に鑑みて、研究開発税制（R&D税制）による優遇措置を拡充および簡素化の上、恒久化することとしている。また、小規模企業に対する配慮は、超党派法案と共通しており、現行の複雑な税制に伴う納税コストが大きな負担となっているとの問題意識から、即時償却の拡充や現金主義会計の適用条件の緩和を行う方向性が示されている。このような、製造業と小規模企業への手厚い配慮が特徴的な法人税改革案は、2013年7月30日のオバマ大統領の演説の中で発表された「成長促進型税制改革と雇用創出パッケージ」にも盛り込まれている⁽⁷⁸⁾。

国際課税の面では、共同報告書は、テリトリアル方式への移行は妥当でないとの立場から、国外所得の課税繰延べを廃止するとともに、新たにミニマム税を導入し、国内源泉所得に適用される35%よりも低い税率で課税することを提案した。

(iii) ボーカス上院財政委員長の一連の討議草稿

上院の財政委員会は、税制改革に関する超党派での検討を経て、2013年3月から6月にかけて改革の選択肢を示した複数の報告書を公表した⁽⁷⁹⁾。これを踏まえて、民主党のマックス・ボーカス（Max Baucus）財政委員長（当時）は、同年11月から12月にかけて、税制改革に関する一連の討議草稿を公表した⁽⁸⁰⁾。そこでは、具体的な数値には言及されていないものの、税制改革に当たっては法人税率の大幅な引下げを実施すべきとの立場が示されている。一方で、討議草稿をまとめるに際して、租税支出の存在しない、いわゆる「白紙の状態」（blank slate）の税制から議論を始めるとの姿勢が表明され⁽⁸¹⁾、主として減価償却制度と税務会計の分野において、加速度償却など多くの租税支出が見直しの対象に挙げられた。他方、小規模企業については、上述の諸案と同様に、負担の軽減と制度の簡素化が図られている。以上のような課税ベースの見直しによって生まれる具体的な財源規模について討議草稿は具体的に言及していないものの、法人税率の引下げと合わせて長期的な税収中立とすることが想定されている。

国際課税に関して、ボーカス委員長の討議草稿は、国外所得に対する課税繰延べを廃止した上で、

(77) The White House and Department of the Treasury, *The President's Framework for Business Tax Reform: A Joint Report by the White House and the Department of the Treasury*, 2012.2. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/The-Presidents-Framework-for-Business-Tax-Reform-02-22-2012.pdf>>

(78) "FACT SHEET: A Better Bargain for the Middle Class: Jobs," 2013.7.30. The White House Website <<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/07/30/fact-sheet-better-bargain-middle-class-jobs>>

(79) "Tax Reform Option Papers." U.S. Senate Committee on Finance Website <<http://www.finance.senate.gov/issue/?id=6c61b1e9-7203-4af0-b356-357388612063>>

(80) "Tax Reform Staff Discussion Drafts." U.S. Senate Committee on Finance Website <<http://www.finance.senate.gov/issue/?id=7D222262-D589-4D5E-A2AB-1504273E2E61>>

(81) Chairman Max Baucus and Ranking Member Orrin Hatch, *Next Steps on Tax Reform*, 2013.6.27, p.1. U.S. Senate Committee on Finance Website <<http://www.finance.senate.gov/imo/media/doc/06272013%20Call%20for%20Input%20on%20Tax%20Reform1.pdf>>

①国外所得に対してミニマム税を課すか、②テリトリアル方式に移行するかという2つの選択肢を提示した。そして、いずれの場合でも、未だアメリカで課税されていない外国子会社の既存の留保所得に対し、国内に還流したものとみなして一度限りの臨時課税 (one-time tax) を実施することを提案した。以上の見直しは、法人税率引下げとセットで考えるべきであるとされてはいるものの、税収への影響という観点からは、国際課税の見直しの枠内で税収中立とすることが想定されている。

(iv) 大統領予算案

法人税を含む税制全般の改革案は、毎年の大統領予算案にも盛り込まれている。最新の2016年度大統領予算案では、基本的に前述の共同報告書に則った方向性で、長期的な税収中立を想定した企業税制改革が提案されている⁽⁸²⁾。課税ベースの拡大に通じる具体案としては、主として税務会計の分野における特別措置の見直しや、エネルギー関連企業に対する政策減税の廃止が盛り込まれている。法人税率について、大統領予算案は共同報告書で示された28%という目標水準に言及してはいるものの⁽⁸³⁾、2016年度予算案の具体的な提案には含めていない。しかし、上記のような課税ベースの見直しの結果、税収中立の企業税制改革のための財源として、2016年度から2025年度までの10年間で正味(ネット)約1415億ドルの増収が見込まれている⁽⁸⁴⁾。仮に、法人税率1%当たりの税収が毎年約131億ドル程度である(本章第1節(1))ことを前提に、この増収分を税率の引下げに充てるならば、1%強に相当する。

(v) 下院予算委員会の「ライアン・プラン」

法人税改革案は、共和党からも提示されている。2010年11月の中間選挙以降、共和党が多数を占めている下院では、予算委員会のポール・ライアン (Paul Ryan) 委員長(当時)の主導により、2012年度予算決議 (budget resolution) の附属文書として『繁栄への道—アメリカの明るい見通しを取り戻す—』⁽⁸⁵⁾が2011年4月に公表された。いわゆる「ライアン・プラン」である。ライアン・プランは、主として大規模な歳出削減を実行することにより財政再建を進めようというものであるが、その一環として、簡素かつ公平で経済成長と雇用創出に資する税制改革の実施にも言及している。ライアン・プランは、『正念場』や大統領予算案において示された政府規模の拡大と増税には反対の立場に立ちつつも、成長促進的な税制の鍵は広い課税ベースと低い税率の組合せ (BBLR) であるという方向性では一致している。法人税に関して、ライアン・プランは、税率を25%に引き下げるとともに、それによる税収減は各種の優遇税制を全面的に見直すことで確保し、併せて税制の歪みも取り除くという姿勢を表明した。ただし、具体的にどのように課税ベースを拡大するかという点には、踏み込んでいない。また、ライアン・プランは、歳入委員会が税制改革を主導することを求めた。

ライアン・プランは、その後も毎年度、改訂版が予算決議に添付されている⁽⁸⁶⁾。そこでの大きな方向性は上記の2011年のものと同様であるが、2012年の『繁栄への道—アメリカ再生への青写

⁽⁸²⁾ 2016年度大統領予算案に含まれる法人税改正案の内容については、Department of the Treasury, *General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2016 Revenue Proposals*, 2015.2. <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/General-Explanations-FY2016.pdf>>等を参照した。なお、2016年度大統領予算案の税制改正案は、キャピタルゲインや高所得者層への課税強化等を提案しており、全体としては増税である。

⁽⁸³⁾ Office of Management and Budget, *Budget of the U.S. Government: Fiscal Year 2016*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 2015, p.56. <<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/omb/budget/fy2016/assets/budget.pdf>>

⁽⁸⁴⁾ Department of the Treasury, *op.cit.*(82), pp.292-295.

⁽⁸⁵⁾ House Budget Committee, *The Path to Prosperity: Restoring America's Promise*, 2011.4. <<http://budget.house.gov/uploadedfiles/pathtoprosperityfy2012.pdf>>

真一』では、代替ミニマム税（AMT）の廃止と、国際課税方式をテリトリアル方式に変更することが追加されている。

(vi) キャンプ下院歳入委員長の「2014年税制改革法案」

下院の歳入委員会では、第112議会期における公聴会等での検討を踏まえ、共和党のデイヴ・キャンプ（Dave Camp）委員長（当時）が2011年10月26日に税制改革に関する討議草稿を公表した⁽⁸⁷⁾。これは、主として国際課税の側面に焦点を当ててテリトリアル方式への移行を提案するものであったが、同時に法人税率の25%への引下げにも言及していた。そして、具体案は曖昧であったものの、税率引下げの代替財源は課税ベースの拡大で賄うことが企図されていた。その後、キャンプ委員長は、2013年1月24日に金融商品への課税に焦点を当てた討議草稿を、同年3月12日に中小企業への課税に焦点を当てた討議草稿を公表した。また、同年2月に、歳入委員会は分野ごとに11の超党派のワーキング・グループを設置し、より子細な検討を開始した。

3本の先行する討議草稿およびワーキング・グループでの検討を踏まえて、キャンプ委員長は、税制全体にわたる改革案である「2014年税制改革法案」（Tax Reform Act of 2014）を2014年2月に公表した⁽⁸⁸⁾。超党派での検討を経て生まれた主な税制改革案としては、これが現時点で最新のものと位置付けられる。「2014年税制改革法案」は、所得税と法人税の税率を引き下げて代替ミニマム税（AMT）を廃止するとともに、多くの優遇税制を縮小または廃止して課税ベースを拡大し、全体として10年間での税収中立とすることを提案した。法人税に関しては、軽減税率を廃止し、35%の標準税率を2015年から2019年にかけて毎年2%ずつ25%まで引き下げることとしている。課税ベース拡大策として、欠損金の繰越控除に一定の制限を課すことや、州税および地方税の控除を廃止すること等が盛り込まれている点が特徴的といえよう。

国際課税方式に関して、「2014年税制改革法案」は、日本の平成21（2009）年度税制改正と同様に、外国子会社からの配当等の95%を非課税とすることで、テリトリアル方式に近い制度に移行することを提案している。また、ボークス上院財政委員長の討議草稿と同様に、既存の海外留保所得には一度限りの臨時税を課すこととしている。

(2) 課税ベース拡大策の有力候補—主な租税支出等—

前項からわかるとおり、日本と同様、アメリカにおいても法人税率引下げの代替財源としてまず着目されるのは、租税特別措置に相当する「租税支出」（tax expenditures）である⁽⁸⁹⁾。租税支出は、

⁽⁸⁶⁾ House Budget Committee, *The Path to Prosperity: A Blueprint for American Renewal*, 2012.3. <<http://budget.house.gov/uploadedfiles/pathtoprosperity2013.pdf>> ; *idem*, *The Path to Prosperity: A Responsible, Balanced Budget*, 2013.3. <<http://budget.house.gov/uploadedfiles/fy14budget.pdf>> ; *idem*, *The Path to Prosperity: Fiscal Year 2015 Budget Resolution*, 2014.4. <http://budget.house.gov/uploadedfiles/fy15_blueprint.pdf>

⁽⁸⁷⁾ 下院歳入委員会における税制改革の議論の経緯については、“Comprehensive Tax Reform.” Committee on Ways and Means Website <<http://waysandmeans.house.gov/taxreform/>> を参照。

⁽⁸⁸⁾ 関連の各文書は、Tax Reform Website <<http://tax.house.gov/>> に掲載されている。加えて、「2014年税制改革法案」の概要については、Jim Nunns et al., *Description and Analysis of the Camp Tax Reform Plan*, 2014.7.8. Tax Policy Center Website <<http://www.taxpolicycenter.org/UploadedPDF/413176-Camp-Plan-Description-and-Analysis.pdf>> ; 「歳入委員会の税制改正討議草案（米国）」『INTERNATIONAL TAXATION』34巻4号, 2014.4, p.6等を参照した。

⁽⁸⁹⁾ 本項の記述全般にわたって参照した資料は、Sullivan, *op.cit.*(8), pp.55-87 ; Gravelle and Hungerford, *op.cit.*(15), pp.35-43 ; Gravelle, *op.cit.*(42), pp.19-25 ; 伊藤 前掲注(8) 等である。租税支出の概念と各国における公表方法、そしてアメリカの主な租税支出の概要については、渡瀬義男「租税優遇措置—米国におけるその実態と統制を中心として—」『レファレンス』695号, 2008.12, pp.7-27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999634_po_069501.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>> を参照。

「1974年議会予算及び執行留保統制法」(Congressional Budget and Impoundment Control Act of 1974 (P.L. 93-344))において、「連邦税法上の諸規定によって、総所得からの特別の除外、免除、もしくは控除が認められるか、または特別の税額控除、優遇税率、もしくは課税繰延べがもたらされることから生ずる歳入ロス」と定義されている。アメリカでは、租税支出は主として所得税および法人税に関して分析されており、基準となる所得課税の正常な構造からの乖離であると位置付けられている。租税支出に伴う歳入ロスの規模は、合同租税委員会(JCT)と財務省が毎年推計している。そもそも租税支出の範囲は一概に決められるものではなく、また、歳入ロスの規模の算出方法も様々であるため、両機関の租税支出の推計は一致しないが、財務省の最新の推計によれば、2014年度における租税支出の各項目の規模を単純に合計すると約1.17兆ドル(うち、法人税分は約0.12兆ドル)である⁽⁹⁰⁾。

租税支出の見直しによる増収を法人税率の引下げに充てることを考える場合、JCTによれば、法人税関係の措置を全廃すれば、10年間で税収中立を前提に、税率を現行の35%から28%まで引き下げることができるという⁽⁹¹⁾。ただし、この推計はあくまで10年という期間だけでみた税収中立を想定したものであり、加速度償却など課税繰延べ措置の廃止が、より長期的に税収に与える影響を十分に考慮したものではない。これを考慮に入れて修正した議会調査局(CRS)の報告書によれば、定常状態での税収中立を前提とした場合、法人税率は29.4%まで5.6%引き下げることができると推計されている⁽⁹²⁾。とはいえ、租税支出を全廃するというのは現実的ではないし、必ずしも廃止が適切とはいえない制度もある。以下では、具体的に見直しの対象に挙げられることの多い租税支出について、議会予算局(CBO)が提示する『債務削減のための選択肢—2015~2024年度—』⁽⁹³⁾に登場する増収策とも見比べつつ、概観してみよう。候補となるのは、それぞれ歳入ロスの規模が大きい次のような租税支出である。

(i) 国内製造活動控除

国内製造活動控除(Domestic Production Activities Deduction)は、製造業、エネルギー産業、映像制作、

⁽⁹⁰⁾ “Tables of Estimates from the Fiscal Year 2016 Tax Expenditures.” Department of the Treasury Website <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/Tax-Expenditures-FY2016-Tables.xlsx>> 租税支出による歳入ロスは各項目について独立して算出されているが、租税支出は相互に影響し合う場合があるため、租税支出全体による歳入ロスの総額は、各項目の単純な合計額と一致しない。そのため、1.17兆ドルという数値は、あくまで目安程度と考えるべきである。なお、租税支出の中には税収を増加させる方向に作用するものもあるが、1.17兆ドルは、増収分を差し引きした正味(ネット)の数値である。また、租税支出による歳入ロスの額は、当該措置が存在することによる納税者の行動の変化を考慮したものではない。したがって、租税支出を廃止した場合に見込まれる増収額は、歳入ロスの推計額と厳密には一致しない(一般的には、歳入ロスの推計額よりも小さくなる。)ことにも留意する必要がある。

⁽⁹¹⁾ Joint Committee on Taxation, *Memorandum from Thomas A. Barthold*, 2011.10.27. <<http://www.steptoe.com/publications/JCTRevenueestimatesFinal1.pdf>>

⁽⁹²⁾ Gravelle and Hungerford, *op.cit.*(15), pp.40-41. この点に関連して、「2014年税制改革法案」は、動的スコアリングではなく従来のJCTの方法に基づいて税収中立とされている点で慎重な見積りではあるものの、課税ベースの拡大策として、海外留保所得への臨時課税など一時的な税収増にしかならないものや、加速度償却の見直しなど課税の時点を前倒しする効果しかないものも多く含んでいるため、長期的にみれば、財政悪化につながる可能性が指摘されている(Committee for a Responsible Federal Budget, *Analysis of the Tax Reform Act of 2014*, 2014.2.27. <http://crfb.org/sites/default/files/crfb_analysis_of_the_tax_reform_act_of_2014_0.pdf>; Nunns et al., *op.cit.*(88), pp.18-19)。

⁽⁹³⁾ Congressional Budget Office, *Options for Reducing the Deficit: 2015 to 2024*, 2014.11.20, pp.42-45. <<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/49638-BudgetOptions.pdf>> 租税支出の各項目について、見直しを行う場合のメリットとデメリットについては、1年前の版である *idem*, *Options for Reducing the Deficit: 2014 to 2023*, 2013.11.13, pp.152-167. <<https://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/44715-OptionsForReducingDeficit-3.pdf>> で整理されている。

建設業等の産業を対象に、アメリカ国内での一定の製造活動から生じた所得の9%(化石燃料関連の所得の場合は6%)を、支払給与総額の50%を上限として、課税所得から控除するものである。かつてアメリカは、輸出から生じる所得の一部を課税対象から除外するという明確な形で輸出を後押ししていたが、WTO(世界貿易機関)から違法な輸出補助金であるとの判断が下されたことを受け、2004年に国内製造活動控除に転換した。当初、控除率は3%であったが、徐々に拡大されてきた。

特定の経済活動のみが国内製造活動控除の対象となるため歪みを生んでいること、税制の複雑化を招いていること、主として多国籍企業がこの措置の適用を受けていること等から、見直しの対象として最もよく挙げられる租税支出である。歳入ロスの規模の点でも相当に大きく(表4の「国内製造活動控除」を参照。)、CBOの債務削減の選択肢にも含まれている。

(ii) 研究開発税制(R&D税制)

研究開発の促進に関する税制上の措置には、大きく分けて2種類ある⁽⁹⁴⁾。ひとつが、無形の研究開発投資の即時償却であり、恒久的な租税支出として設けられている。もうひとつは、研究試験(research and experimentation)の費用に係る税額控除(R&E税額控除)であり、1981年の創設以来、時限措置としてこれまで度重なる延長や改正を経てきている⁽⁹⁵⁾。この対象となるのは、研究試験に係る人件費、材料費、外部委託費等のうち一定の要件を満たすものである。R&E税額控除は、さらに細かく4つの制度に分かれている。

①標準控除は、基準となる研究試験費を超えた部分について、その20%の税額控除を認めるものである。

②代替簡易控除は、標準控除における基準額の計算を簡素化した上で、控除率として14%を用

表4 アメリカの連邦法人税における主な租税支出と歳入ロス(財務省推計)

(単位:100万ドル)

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2015-2024 合計
国外所得の課税繰延べ	61,710	64,560	67,780	71,170	74,730	78,470	82,390	86,510	90,840	95,380	100,150	811,980
機械・装置の加速償却	▲8,110	▲10,420	1,070	10,170	16,460	21,330	26,350	29,260	31,140	32,930	36,530	194,820
国内製造活動控除	10,950	11,390	11,950	12,490	13,030	13,610	14,220	14,850	15,500	16,170	16,880	140,090
公的目的の州・地方債の利子の非課税	8,130	9,000	11,470	13,570	13,830	14,330	13,690	13,850	15,300	16,640	17,490	139,170
低所得者向け賃貸住宅の建設に係る税額控除	7,710	7,580	7,500	7,780	8,040	8,270	8,470	8,650	8,850	9,100	9,370	83,610
保険会社の生命保険貯蓄の利子の非課税	3,020	4,160	5,240	6,310	7,300	7,990	8,740	9,530	10,210	10,730	11,160	81,370
研究開発費の即時償却	6,540	6,610	6,550	6,810	6,840	6,900	6,980	7,070	7,250	7,480	7,760	70,250
棚卸資産の輸出に係る所得源泉地の特例 (参考) 適格な私的活動のための州・地方債の利子の非課税	3,650	3,960	4,290	4,660	5,050	5,470	5,930	6,430	6,960	7,550	8,180	58,480
希少業の研究に係る税額控除	1,210	1,450	1,750	2,110	2,550	3,070	3,710	4,470	5,400	6,510	7,850	38,870
法人税率の累進構造 (参考) 慈善寄附金控除	3,960	3,890	3,860	3,700	3,730	3,780	3,680	3,820	3,900	4,040	3,900	38,300
信用組合の所得の非課税	2,610	2,750	2,900	3,040	3,180	3,320	3,470	3,620	3,780	3,950	4,110	34,120
従業員持株制度に係る特別措置	1,580	1,760	2,170	2,240	2,320	2,430	2,520	2,780	2,930	2,970	3,270	25,390
R&E税額控除のうち研究試験費の増額分に係るもの	1,630	1,710	1,800	1,890	1,980	2,080	2,180	2,290	2,410	2,530	2,650	21,520
エネルギー生産に係る税額控除	5,750	3,490	2,970	2,520	2,130	1,790	1,500	1,260	1,050	870	720	18,300
燃料に係る割増償却	1,490	1,710	1,690	1,590	1,500	1,430	1,280	1,070	870	630	330	12,100
	530	630	730	840	960	1,080	1,160	1,210	1,310	1,430	1,550	10,900

(注) 下記の資料から、10年間の歳入ロスが100億ドル以上の租税支出を抽出した。ただし、「適格な私的活動のための州・地方債の利子の非課税」および「慈善寄附金控除」については、原典では発行目的や寄附先の機関ごとに個別に歳入ロスの額が集計されているが、上表ではそれらを合計した値を記してある。各項目を単純に合計することには必ずしも適切ではないため、参考値ということになる。なお、マイナスの値は、当該措置により歳入増となっていることを意味する。

(出典) "Tables of Estimates from the Fiscal Year 2016 Tax Expenditures." Department of the Treasury Website <<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/Tax-Expenditures-FY2016-Tables.xlsx>>を基に筆者作成。

⁽⁹⁴⁾ R&D税制については、Gary Guenther, "Research Tax Credit: Current Law and Policy Issues for the 113th Congress," *CRS Report*, RL31181, 2013.4.23を参照した。

⁽⁹⁵⁾ R&E税額控除は2013年末で一旦期限切れとなっていたが、2014年12月に可決・成立した「2014年増税防止法」(Tax Increase Prevention Act of 2014 (P.L. 113-295))により、2014年末まで1年間延長され、年初に遡って適用されることとなった。「2014年増税防止法」については、岩澤聡「【アメリカ】2014年増税防止法」『外国の立法』No.262-2, 2015.2, p.30. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8965194_po_02620213.pdf?contentNo=1>を参照。

いるものである。

③基礎研究控除は、大学等の非営利研究機関と共同で行う基礎研究に係る費用について、基準額を上回る部分の20%の税額控除を認めるものである。

④エネルギー研究控除は、エネルギー分野の研究機関に対する支出について、その一定割合の税額控除を認めるものである。

①と②は選択適用であり、それに加えて③と④のいずれか、または両方の適用が可能である。R&E税額控除を受けた研究試験費については、即時償却の対象とすることはできず、資産計上の上で減価償却を行う必要がある。

R&D税制はかなり規模の大きい租税支出ではあるものの（表4の「研究開発費の即時償却」および「R&E税額控除のうち研究試験費の増額分に係るもの」を参照。）、次節でみるように、法人税率引下げの代替財源として縮小や廃止の方向で見直される可能性は大きくない。

(iii) 加速度償却または即時償却

かつてアメリカでは、新規の設備投資に対して投資額の一定割合を税額控除することで投資を促進していたが、レーガン税制改革を経てこの投資税額控除は廃止され、前倒して減価償却を行う「修正加速度償却制度」(Modified Accelerated Cost Recovery System: MACRS)に置き換えられて現在に至っている。MACRSの下では、機械・装置等の主に動産に関して、「通常減価償却制度」(General Depreciation System: GDS)と呼ばれる有利な償却方法を選択できる。GDSは初期段階において定率法であり、また、償却期間も短く設定されているため、実際の経済的な減価の速度と比べて寛容な仕組みである。GDSの下では、納税者は前倒して費用を計上し、課税を繰り延べることができる。これに対して、GDSによらない場合、または代替ミニマム税(AMT)の計算に当たっては、「代替償却制度」(Alternative Depreciation System: ADS)という償却方法を用いることになる。ADSは基本的に定額法であり、償却期間もGDSより長く設定されている。また、建物など不動産に関しては、GDSの下でも定額法により償却を行うことになる。

このように、特定の資産にのみ加速度償却を認めるMACRSは、税制の中立性の観点から問題となる。また、現行の減価償却制度では、物価の変動が考慮されず、毎年の償却額は取得時の帳簿価額に応じて決まるため、実際の経済的な減価と同じ速度で償却を行うならば、インフレ局面では償却額が過小となる。しかし、議会予算局(CBO)の推計によれば、MACRSはインフレを考慮に入れてもなお納税者に有利な仕組みであることから、しばしば見直しの候補に挙げられる。歳入ロスの点でも極めて大きく（表4の「機械・装置の加速度償却」を参照。）、CBOの債務削減の選択肢にも含まれている。

なお、毎年一定額までの有形の動産への投資については、MACRSに代えて即時償却を選択することもできる。近年、限度額が度々変更されてきたが、2014年は50万ドルが上限である⁽⁹⁶⁾。この上限額は、適格な投資額が200万ドルを超えると逡減していくため、実質的には小規模企業のみが適用対象となる。既述のように、最近の法人税改革案は、この租税支出を拡充する方向の提案を行っている。

(iv) 棚卸資産の評価方法

法人税の課税所得の計算に当たっては、商業や製造業など棚卸資産（商品や製品、仕掛品、半製品、原材料、消耗品等）を有する業種の場合、その購入費用や保管費用等（売上原価）を控除する。本来

⁹⁶⁾ 2014年以降、根拠条項の期限切れに伴い一旦この上限額は2万5000ドルまで下がったが、「2014年増税防止法」により、2013年の制度が1年間延長された。

であれば、どの事業年度にいくらで仕入れた棚卸資産が当該事業年度にいくらで売れたのかを、一対一で対応させて売上原価を計算することが望ましいが、宝石商や自動車販売業など例外的な場合を除き、同種の製品を大量に取り扱うのが一般的であることから、そのような原価計算は困難な場合が多い。したがって、通常、当該事業年度の売上原価は、[期首の棚卸資産の評価額]+[当期中の仕入額]-[期末の棚卸資産の評価額]であるとみなして計算する。その際、棚卸資産の個数に関しては実際に倉庫等に保管されている数を数えればよいが、単価に関しては一定の会計上の仮定を置く。その手法のひとつが、「後入先出法」(Last In, First Out method: LIFO)と呼ばれるものであり、これは、時間的に後に取得した資産から順番に払い出されたと仮定するものである。すなわち、期末に在庫として残っているものは、より古い仕入れに係るものということになる。反対に、「先入先出法」(First In, First Out method: FIFO)とは、時間的に先に取得した資産から順番に払い出されたと仮定するものである。

一般に、インフレ局面では、LIFOで計算した方が売上原価が大きく算出されることから、費用を前倒しで認識することになり、課税を繰り延べる効果がある。また、企業内の実際の棚卸資産の流れはFIFOの仮定に近いと考えられることや、主にLIFOの恩恵を受けている業界のひとつに石油メジャーが挙げられることから、法人税改革に際してLIFOはしばしば見直し対象に挙げられる。

また、LIFOとの選択制で、「低価法」(Lower of Cost or Market: LCM)という方法も採用できる。これは、期末の棚卸資産の評価額を算出する際に、資産の取得と払出しの先後関係にかかわらず、期末時点での市場価値に基づいて計算し、FIFOと比較して有利な方を適用できるというものである。物価下落(デフレ)局面では、期末の棚卸資産の評価額が下がるため、上式に基づく売上原価は大きくなり、課税所得は小さくなる。

財務省による租税支出の報告にはLIFOとLCMは含まれていないが、合同租税委員会(JCT)はこれらを租税支出と位置付けている。議会予算局(CBO)の債務削減の選択肢にはLIFOとLCMの廃止が挙げられており、それによる増収見込額は、JCTの試算に基づき、1150億ドル(2015~2024年度の合計)とされている⁽⁹⁷⁾。

(v) 小規模企業に対する現金主義会計の容認

法人は、原則として上記のような減価償却や棚卸資産の評価を行うことにより、発生主義会計に基づいて法人税の課税所得を計算する。しかし、年間総所得が500万ドル以下の小規模企業等については、棚卸資産を有しない業種の場合、現金主義会計を用いることができる。一定額までの投資の即時償却と同様に、この措置についても、縮小や廃止というよりむしろ拡充する方向での提案が多くみられる。

(vi) 国際課税その他

国外所得の課税繰延べは、歳入ロスの規模の点で圧倒的に大きい租税支出である(表4の「国外所得の課税繰延べ」を参照)。しかし、既述のように、アメリカ企業の国際競争力という観点からは、この租税支出を廃止した上でテリトリアル方式への移行を求める声が強い。テリトリアル方式への移行は、制度設計次第では必ずしも税収の減少につながるとは限らないが、基本的には法人税負担を軽減する方向での見直しといえる。これに対して、ワイデン=コーツ両議員の超党派法案は、国外所得の課税繰延べを廃止して純粋なワールドワイド方式に近付けることを提案している。

国際課税関係では、輸出企業に対して実質的に追加的な外国税額控除の利用枠を認めている措置

⁽⁹⁷⁾ Congressional Budget Office, *Options for Reducing the Deficit: 2015 to 2024*, op.cit.⁽⁹³⁾, p.42.

を見直す案もある。前述の国内製造活動控除の導入と同時に、アメリカはもうひとつ、実質的な輸出企業への補助政策を導入した。同国の企業が他の企業から商品を購入し、それを外国向けに再販売した場合、「所有権移転ルール」(title passage rule)に基づき、そこから生じた所得は国外源泉所得となる。一方で、国内の企業が自ら商品を製造して海外に販売した場合、そこから生じる所得は通常、全額がアメリカ国内の源泉所得となる。しかし、直接海外に販売するなど一定の要件を満たせば、所得の50%が販売先の国の源泉所得とみなされる(表4では、「棚卸資産の輸出に係る所得源泉地の特例」がこれに該当する。)。国外源泉所得を大きく見積もることにより、その分だけ輸出企業にとって外国税額控除の利用枠が拡大することになる。超党派法案や議会予算局(CBO)の債務削減の選択肢には、この措置を廃止する案が含まれている。

租税支出の見直しは、課税ベース拡大策の有力な候補である。一方で、租税支出は所得税に関するものが圧倒的に大きく、法人税に関するものは相対的に規模が小さい。租税支出の概念はアメリカだけでなく他の主要国でも取り入れられているが、その定義が曖昧であることや歳入口の推計方法が様々であることなどから、本来その規模を国際比較するのは極めて困難である。しかしその制約を前提に、OECDはアンケート調査も交えて、主要国の租税支出の規模を税目別(所得税、法人税、付加価値税(VAT))に比較している。これによれば、アメリカはオーストリアやスイス等と並んで、特に法人税の租税支出の割合が小さい国であることがわかる⁽⁹⁸⁾。このようなアメリカの事情を踏まえると、一定規模の財源を確保するためには、一般には租税支出とはみなされていない措置も含めて見直す必要がある⁽⁹⁹⁾。実際、前項でみた最近の法人税改革案にも、一部にそのような提案がみられる。

しばしば候補になるのが、広告宣伝費の即時償却の廃止である。現行制度では、広告宣伝費は全額が支出年度に課税所得から控除されるが、当該費用の一部は複数年にわたって利益を生むものと考えられる。ボークス上院財政委員長の討議草稿とキャンプ下院歳入委員長の「2014年税制改革法案」は、広告宣伝費の50%を資産計上の上、減価償却の対象とすることを提案した。

負債利子控除に一定の制限を設けるという案もある。ワイデン=コーツ両議員の超党派法案は、負債利子のうちインフレ率を超過する分のみを控除の対象とすることを提案した。この案は、負債と株式の中立化を図る包括的事業所得税(CBIT)の考え方に近いものといえる。仮にこれを実施すれば、法人税率換算で2.5%ポイント前後というかなりの財源が確保できると見積もられている⁽¹⁰⁰⁾。

また、アメリカの法人税では、欠損金について2年間の繰戻還付を受けることができ、それでもなお欠損金が残る場合は20年間の繰越控除が認められている。現行では、繰戻しや繰越しに関して毎年度の控除額に制限はなく、課税所得がゼロになるまで繰越欠損金を控除することが可能である。「2014年税制改革法案」は、当期所得の90%を上限とすることを提案した。この点に関しては、日本でも同様の見直しが最近行われ、平成27(2015)年度税制改正では更なる課税強化が予定されているところである。

⁽⁹⁸⁾ OECD, "Chapter 2: Where Is There Scope for Base-broadening?" *Choosing a Broad Base – Low Rate Approach to Taxation*, OECD Tax Policy Studies, No.19, 2010, pp.54-56.

⁽⁹⁹⁾ 例えば、Marc Goldwein et al., "Beyond Tax Expenditures," *Tax Notes*, 2013.7.15. <http://crfb.org/sites/default/files/beyond_tax_expenditures.pdf> 等。

⁽¹⁰⁰⁾ Gravelle, *op.cit.*(42), p.25.

3 課税ベース拡大の理想と現実

以上のように、税率を引き下げて課税ベースを拡大するという方向性は、経済学的に一定の合理性があり、また、財政状況を悪化させないという観点からも一定の理解が得られている。最近アメリカで公表された法人税改革案は、いずれも広い課税ベースと低い税率の組合せ（BBLR）を基本的な方針に据えている点では一致している。しかし、課税ベースの拡大を実現するのは容易ではない⁽¹⁰¹⁾。本節では、その理由や背景を検討する。

(1) 政治的要因等

BBLR に強固な経済学的裏付けがあっても、それは課税ベース拡大の必要条件にすぎないのであって、十分条件ではない⁽¹⁰²⁾。実現の成否は、しばしば政治的な要因に左右される。

この点に関して、目下アメリカで保守、リベラル双方から BBLR の法人税改革に合意が醸成されつつあるというのは、「錯覚」であるとの指摘がある⁽¹⁰³⁾。経済界や保守派は、租税支出の小幅な見直しには賛同するものの、税率引下げと相殺した正味（ネット）の企業負担は軽減されるべきだと考えている。共和党を中心に連邦議会の 250 名以上の議員は、“Americans for Tax Reform” の「納税者保護誓約」（Taxpayer Protection Pledge）に署名し、有権者に対して、あらゆる純増税に例外なく反対するという立場を表明している⁽¹⁰⁴⁾。そのため、これらの議員にとって財政再建の主たる手段は、歳出削減ということになる⁽¹⁰⁵⁾。一方でリベラル派は、いくぶん法人税率を引き下げることには賛同するものの、主として大企業や富裕層への課税強化を通じて、全体としては財政再建に資する税制改革を志向する。BBLR の方向性は同じでも、前者はネット減税、後者はネット増税を志向しているものであり、その間には相容れない根本的な考え方の違いが横たわっている。

また、税制改革に伴う「勝者」と「敗者」の存在が、現状維持へのバイアスを生む。法人税率引下げによる「勝者」と比べて、租税支出の見直しによる「敗者」が具体的に誰であるかは比較的容易にわかってしまう。法人税改革の中身が抽象的に議論されているうちはよくても、具体的にどの租税支出を見直すかという点に議論が及んだ際、「敗者」が結集して改革に反対する強硬なロビー活動が繰り広げられるような事態に至れば、改革への政治的気運は一気に萎んでしまいかねない。この点に関して、マーティン・サリヴァン氏は、規模の大きい 3 つの法人税の租税支出（加速度償却、国内製造活動控除、R&E 税額控除）を廃止して法人税率を 30% に引き下げる改革を実施した場合、業界ごとの法人税負担がどのように変わるかを試算している⁽¹⁰⁶⁾。サリヴァン氏によれば、税負担額が 1 割以上減少する大幅な「勝者」は、証券、保険、信用仲介、小売、銀行持株会社の各業界で

⁽¹⁰¹⁾ 本節の記述全般にわたって参照した資料は、Keightley and Sherlock, *op.cit.*(8), pp.19-25 等である。

⁽¹⁰²⁾ 本項の記述は、OECD, “Chapter 4: Base-broadening and Targeted Tax Provisions: Political and Distributional Considerations,” *op.cit.*(98), pp.97-113 ; Sullivan, *op.cit.*(8), pp.9-10 等を参照した。なお、左記の OECD の文献は、課税ベースを拡大する税制改革の成否の背景として、政治的要因のほか、有権者に対する税制に関する情報の透明性の程度、当該国の財政状況、国際的な潮流、改革をパッケージとすること、周知期間や経過措置の設定等にも言及している。

⁽¹⁰³⁾ Sullivan, *ibid.*, p.10.

⁽¹⁰⁴⁾ Americans for Tax Reform Website <<http://www.atr.org/>> 納税者保護誓約の下でも税収中立の税制改正は認められており、課税ベースの拡大に賛成することが完全に禁じられているわけではない。

⁽¹⁰⁵⁾ 例えば、全米商工会議所（U.S. Chamber of Commerce）会頭の次のコメントを参照。Thomas J. Donohue, “We Need Spending Restraint, Not Tax Hikes,” 2013.4.8. U.S. Chamber of Commerce Website <https://www.uschamber.com/sites/default/files/legacy/issues/econtax/files/We%20need%20spending%20restraint-%202013_Examiner_bnr_04_09_opt.pdf>

⁽¹⁰⁶⁾ Martin A. Sullivan, “Winners and Losers in Corporate Tax Reform,” 2011.2.16. Tax Analysts Website <<http://www.taxanalysts.com/www/features.nsf/Articles/77249D686EEF54A885257839005A4552?OpenDocument>>

あり、逆に税負担額が1割以上増加する大幅な「敗者」は、電気製品、輸送設備、コンピューターおよび電子機器、技術サービス、農業、インターネットの各業界である。要するに、広い課税ベースと低い税率の組合せ（BBLR）の法人税改革は、現状において租税支出から小さな恩恵しか享受していない業界にとっては有利であるが、そうでない業界にとっては不利に作用する。したがって、全米商工会議所やビジネス・ラウンドテーブル（Business Roundtable）⁽¹⁰⁷⁾といった裾野の広い経済団体が、BBLRによる税収中立の法人税改革に合意するのは容易でない。

確かに、ビジネス・ラウンドテーブルは、下院歳入委員会での税制改革の検討に際して、財政責任の観点から、課税ベースの拡大を財源として税率を引き下げることにより、厳密に法人部門内部での税収中立となるような法人税改革を支持する旨の文書を提出している⁽¹⁰⁸⁾。しかし、そこでいう「適切な課税ベース拡大策」⁽¹⁰⁹⁾とは具体的に何を想定しているのかは、明らかでない。また、全米商工会議所も、税制改革に当たっては、法人税率の引下げと同時に特定産業への優遇税制を見直し、業界間での税制の中立性を確保するよう求めている⁽¹¹⁰⁾。これは、課税ベースの拡大に基本的には賛同する立場を示すものと考えられるが、具体的に見直しの対象とすべき租税支出については、やはり特定されていない。

さらに、このような租税支出の恩恵の偏在に関連していえば、アメリカに限らず一般論として、政治家は的を絞った税制優遇措置を選好するといわれている⁽¹¹¹⁾。選挙での勝利を目指す政治家は、支援者やロビー団体に報いたり無党派層を取り込んだりする目的で、租税支出や補助金といった「より見えやすい」（more visible）政策手段を好む傾向がある。これらの措置は受益者がわかりやすい一方で、それに伴う歳入ロス等のコストは、税率の上昇や他の分野の歳出削減といった形ですべての納税者に広く、薄く分散される。特に租税支出は、恩恵を享受する側の企業等にとって、補助金等の歳出措置と比べてもなお一層魅力的なものに映る傾向がある。歳出措置は一般に比較的透明性が高いのに対して、租税支出は透明性が低く、その導入の前後において評価を受けにくいからである。

以上のように、BBLRの法人税改革は、理念としては政治的にも、また経済界の中でも概ね賛同を得ている。しかし、正味（ネット）の法人負担をどうするかという点で根本的な見方の対立があること、また、経済界の内部では、具体的にどのように課税ベースを拡大するのかという点でなかなか総意がまとまらないこと等が、実現への高い壁となっていることが窺える。

(2) 経済学的観点等

(i) 課税ベース拡大の経済全体への影響

既述のように、一般的には、租税支出等による的を絞った優遇策よりも、税率引下げと課税ベースの拡大による全体的な法人税負担の軽減の方が、税制の中立性や簡素さの観点から望ましいと考

⁽¹⁰⁷⁾ ビジネス・ラウンドテーブルは、アメリカの主要企業の最高経営責任者（CEO）らによって構成される団体である。

⁽¹⁰⁸⁾ Business Roundtable, *Corporate Tax Reform: The Time is Now (Summary Version)*, Submission to House Committee on Ways and Means Tax Reform Working Groups, 2013.4.15. <http://waysandmeans.house.gov/uploadedfiles/business_roundtable_2.pdf>

⁽¹⁰⁹⁾ *ibid.*, pp.9, 10.

⁽¹¹⁰⁾ “Principles for Comprehensive Tax Reform,” 2014.1.22. U.S. Chamber of Commerce Website <<https://www.uschamber.com/issue-brief/tax-reform>>

⁽¹¹¹⁾ OECD, *op.cit.*⁽¹⁰²⁾, pp.98-99, 106-107.

えられている。しかし、ここにも議論の余地があり、課税ベースの拡大が必ずしも税率引下げよりも経済的にみて望ましいとは限らない。なぜなら、課税ベースの拡大は、その方法次第では資本コストを高め（限界実効税率（EMTR）の上昇）、それに伴う新規投資の抑制が税率引下げの経済効果を相殺することもあり得るからである。加速度償却や投資減税等の下では、当該措置の施行後に行われる新規投資のみが優遇の対象となるのに対して、法人税率の引下げでは、実施済みの投資から生じた利益に対する税負担も軽減される。新規投資の促進とそれによる経済成長を目的とするなら、税率引下げよりも的を絞った租税支出の方が有効という考え方も成り立つ⁽¹¹²⁾。

(a) 経済モデルを用いた一般的な分析

アメリカにおいて、法人税率の引下げと租税支出とでは投資促進にどちらが効果的なのであろうか。合同租税委員会（JCT）の上級エコノミストであるニコラス・ブル（Nicholas Bull）氏は、連邦の法人税率を35%から30%に税収中立で引き下げる改革について、3通りの財源を挙げ、それぞれの場合についてマクロ経済への影響を推計した⁽¹¹³⁾。財源の候補は、①公債の増発、②限界的な投資へのインセンティブを損なわない課税ベースの拡大（限界実効税率（EMTR）に影響を及ぼさない“infra-marginal”な⁽¹¹⁴⁾租税支出の廃止）、③“marginal”な租税支出である修正加速度償却制度（MACRS）の部分的廃止、である。推計結果によれば、②が経済成長に最も効果的であるという。③の場合、法人税率引下げによるプラスの効果は、資本コストの上昇によってほとんど相殺され、現状よりもマクロ経済の状況が悪化する場合もあるという。この結果からは、租税支出の見直しに当たっては、それが“marginal”かそれとも“infra-marginal”かが重要な論点であることがわかる。⁽¹¹⁵⁾

では、可能な限り“infra-marginal”な租税支出に的を絞って見直すのが望ましいとして、その余地はどれほど残されているのだろうか。ある租税支出が“marginal”か“infra-marginal”かは一概に決められるものではないが、一例として、税制に関するシンクタンク「タックス・ファウンデーション」（Tax Foundation）は、加速度償却を含めた“marginal”な租税支出が約9317億ドルであるのに対して、“infra-marginal”な租税支出は1770億ドル程度しかないと試算している（いずれも今後10年間の累計額）⁽¹¹⁶⁾。両者を合わせた約1兆1082億ドルに対して、“infra-marginal”な租税支出の割合は16%弱にすぎない。“infra-marginal”な租税支出と位置付けられているのは、慈善寄附金控除、一定の金融

⁽¹¹²⁾ 日本における議論では、國枝繁樹「法人税率引き下げは今不要 既存の投資減税で十分」『エコノミスト』92巻28号、2014.6.24；同「投資減税後に法人税率の引き下げを」『週刊東洋経済』6507号、2014.2.1が、中長期的には法人税率の引下げが必要であるものの、短期的に設備投資の促進により効果的なのは投資減税であると主張している。そして、日本では現在、設備投資に対する即時償却という極めて寛大な投資減税が実施されており、その間は法人税率を引き下げても投資促進に効果はないと述べている。

⁽¹¹³⁾ Nicholas Bull et al., “Corporate Tax Reform: A Macroeconomic Perspective,” *National Tax Journal*, Vol.64, No.4, 2011.12, pp.923-942.

⁽¹¹⁴⁾ “infra-marginal”は、「限界」（marginal）実効税率に影響を与えないという意味であり、あえて訳すならば「非限界的な」などとするのが適当と考えられる。

⁽¹¹⁵⁾ 同様の研究として、例えば John W. Diamond et al., “The Dynamic Economic Effects of a US Corporate Income Tax Rate Reduction,” *Working Paper*, WP 14/05, Oxford University Centre for Business Taxation, 2014. <http://www.sbs.ox.ac.uk/sites/default/files/Business_Taxation/Docs/Publications/Working_Papers/series-14/WP1405.pdf> は、法人税率の引下げ幅は、投資に抑制的に作用しない租税支出の廃止で賄える範囲内にとどめた方が、GDPの押し上げ効果は大きいとしている。

⁽¹¹⁶⁾ Stephen J. Entin, “Keys to Avoiding the Economic Pitfalls of Revenue Neutral Tax Reform,” *Special Report*, No.215, 2014.2.24, pp.4-5, 10-14, 22-24. Tax Foundation Website <<http://taxfoundation.org/sites/taxfoundation.org/files/docs/SR215.pdf>> この文献では、“non-marginal”という言葉を用いているが、“infra-marginal”と同義と考えてよい。国外所得の課税繰延べ、州債・地方債の利子の非課税等のいくつかの租税支出は、あらかじめ試算から除外されている。

機関に対する優遇税制、環境にやさしい自動車への買換えを促すための税制等であり、規模の面で大きくない上、これらの見直しには、また別の観点から慎重な見方がありえよう。一方で、MACRS、国内製造活動控除、R&D 税制、法人税率の累進構造、低所得者向け賃貸住宅の建設等に係る税額控除など、規模の大きな租税支出の多くは“marginal”なものとして位置付けられている。

(b) 具体的な税制改革案の分析

このように、“infra-marginal”な租税支出の見直しだけでは大きな財源の確保は困難なため、前節でみた税制改革案はいずれも“marginal”な租税支出にまで踏み込んで見直しの対象としている。個別の具体的な改革案のマクロ経済への影響を試算したものとして、合同租税委員会（JCT）による「2014年税制改革法案」の分析が挙げられる⁽¹¹⁷⁾。JCTは種々の前提を基に同法案を分析し、全体としては実質GDPを増加させると見込んでいる。しかし、企業関連の税制改革のみに着目した場合、法人税や所得税の税率引下げによって投資に対する税引後の収益率が増加するものの、課税ベース拡大に伴う逆効果の方が大きく、差し引きすると、アメリカの国内企業にとって資本コストが上昇し、投資意欲はむしろ減少すると予測している。

(c) 課税ベースの縮小による消費課税への接近

課税ベースの拡大が経済に負の影響を及ぼすという見方を突き詰めれば、行き着く先は、法人税率の引下げのみを行うべきだとの主張である⁽¹¹⁸⁾。その背景には、純粋な所得課税の方向性を追求することが必ずしも経済的に望ましいとは限らないという考え方がある⁽¹¹⁹⁾。既述のような租税支出の概念に基づけば、租税支出を縮小して課税ベースを拡大することは、税制を正常な所得課税の形へと接近させることを意味する。しかし、第Ⅱ章第1節でみたような税制全体を消費課税へと転換するのが望ましいとする立場からは、経済成長に親和的でない所得課税の方向性に純化することには否定的な見方が示されることになる。かといって、フェア・タックスやフラット・タックス等の極めて抜本的な改革も直ちには実現しそうな現実を踏まえた場合、消費課税を志向する論者にとっての次善策は、加速度償却や即時償却を一層拡充することでむしろ所得課税の課税ベースを狭め、少しでも消費課税へと近づけていくこととなる。

(ii) 個々の租税支出をめぐる論点

個々の租税支出に着目した場合も論点は数多く、その縮小や廃止は容易でないことがわかる。最も顕著なのはR&D税制であろう⁽¹²⁰⁾。民間企業の研究開発投資は、当該企業にとって利益につながるだけでなく、新たな知識や技術の確立等を通じて社会全体にプラスの効果を及ぼす（正の外部性）。しかし、研究開発のための費用は専ら当該企業が負担するため、市場に任せておけば、社会的に最適な水準よりも研究開発投資が過小になるおそれがある。このような「市場の失敗」を是正するという意味で、R&D税制は単に特定の企業に対する優遇措置にとどまらず、一定の経済的合

⁽¹¹⁷⁾ Joint Committee on Taxation, *Macroeconomic Analysis of the “Tax Reform Act of 2014”*, JCX-22-14, 2014.2.26. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=4564>>

⁽¹¹⁸⁾ Entin, *op.cit.*(116) エンティン（Entin）氏によるこの文献の主たる目的は、法人税率を25%まで引き下げる法人税改革を想定し、税率引下げのみを行う場合と、租税支出の見直しによる課税ベースの拡大を同時に行う場合の双方について、マクロ経済と税収への影響を推計することである。推計結果によれば、税率引下げのみを実施するのがマクロ経済的にみて最善であり、それに伴う税収減は、動態的效果を通じた自然増収により、長期的には完全に賄うことができるという。税率引下げのみを行うべきだとする主張のすべてに当てはまるわけではないが、こういったエンティン氏のような考え方は、ラッファー・カーブの主張と非常に親和的といえる。

⁽¹¹⁹⁾ Stephen J. Entin and Michael Schuyler, “Economic Consequences of the Wyden-Coats Tax Plan,” *IRET Policy Bulletin*, No.100, 2011.10.28. <<http://iret.org/pub/BLTN-100.PDF>> 等を参照。

⁽¹²⁰⁾ Guenther, *op.cit.*(94) を参照。

理性がある措置といえる。

現行のアメリカの R&D 税制に対しては、仕組みが複雑であることや、対象となる研究開発投資の絞り込みが足りないこと等の面で、改善の余地があるという議論がある。しかし、制度の存在自体については、党派にかかわらず、政治家や政策立案者の間で一定の理解が得られているといえる。法人税率引下げの代替財源として R&D 税制の大幅な縮小や廃止を見込むのは、現実的ではなさそうである。むしろ、現行制度への批判の中には、R&E 税額控除が恒久措置でないことや、還付可能でないこと等が含まれており、こういった議論は R&D 税制を拡充すべきことを示唆するものといえる。実際、前節でみた最近の税制改革案においても、R&E 税額控除の恒久化を提案するものが多い。

R&D 税制のほかにも、見直しが容易でない租税支出は多々ある。例えば、低所得者向け住宅への投資に係る税額控除、公的目的または適格な私的活動のための州債・地方債の利子の非課税、慈善寄附金控除等は、直接的には法人税の租税支出であるが、これらの措置により最終的に恩恵を受けるのは低所得者であり、州・地方政府であり、非営利団体である。こういった租税支出を見直すことが真に望ましいか否かは、大いに議論のあるところであろう。さらに、国外所得の課税繰延べは群を抜いて規模の大きい租税支出ではあるが、これを単に廃止すればアメリカは主要国で唯一、純粋なワールドワイド方式を採ることになる。一般的には、そうなれば、同国の多国籍企業は国際競争力の面で非常に不利になるといわれている。

(3) 課税ベース拡大の実際の進捗状況

以上のように、理想としての課税ベースの拡大には一定の合意が得られても、それを実現するのは容易でない。一般的には、諸外国における近年の法人税改革は広い課税ベースと低い税率の組合せ (BBLR) の方向で進められているといわれ、部分的にその方向で見直されているのは事実である。しかし、全体としてみた場合、必ずしも課税ベースが拡大される傾向にあるとはいえない。

租税支出が法人税率引下げの代替財源として重視されていることを受けて、アメリカの会計検査院 (Government Accountability Office: GAO) は、財務省の推計データに基づき、1986 年から 2011 年までの法人税関係の租税支出の推移を分析している⁽¹²¹⁾。GAO によれば、1986 年のレーガン第 2 次税制改革後、租税支出による歳入ロスの規模 (物価調整後の額) は一旦縮小したものの、その後、今日に至るまで増加傾向にあるという。もっとも、その大部分は所得税関係の租税支出の膨張によるものであるが、法人税関係についても、わずかながら増加していることが窺える。また、租税支出の項目数についても、法人税関係では、特に 2001 年以降のジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) 政権下で増加したことがみてとれる。

このような傾向はアメリカだけに限ったことではなく、多くの先進国において共通の課題であるといえる。OECD が加盟国へのアンケート調査も踏まえてまとめた報告書によれば、ほとんどの国において、過去 10 年程度の間に法人税の租税支出は不変か、むしろ増加したとの回答が得られたという⁽¹²²⁾。一部の租税支出が縮小または廃止され、課税ベースが拡大したのは事実であるが、一方で新たな租税支出が設けられる例もある。中でも、前項で取り上げた R&D 税制は拡充される傾向が顕著である。R&D 税制は国によって仕組みが異なるため単純に比較することはできないが、

⁽¹²¹⁾ Government Accountability Office, *Corporate Tax Expenditures: Information on Estimated Revenue Losses and Related Federal Spending Programs*, GAO-13-339, 2013.3. <<http://www.gao.gov/assets/660/653120.pdf>>

⁽¹²²⁾ OECD, *op.cit.*(98), pp.66-68.

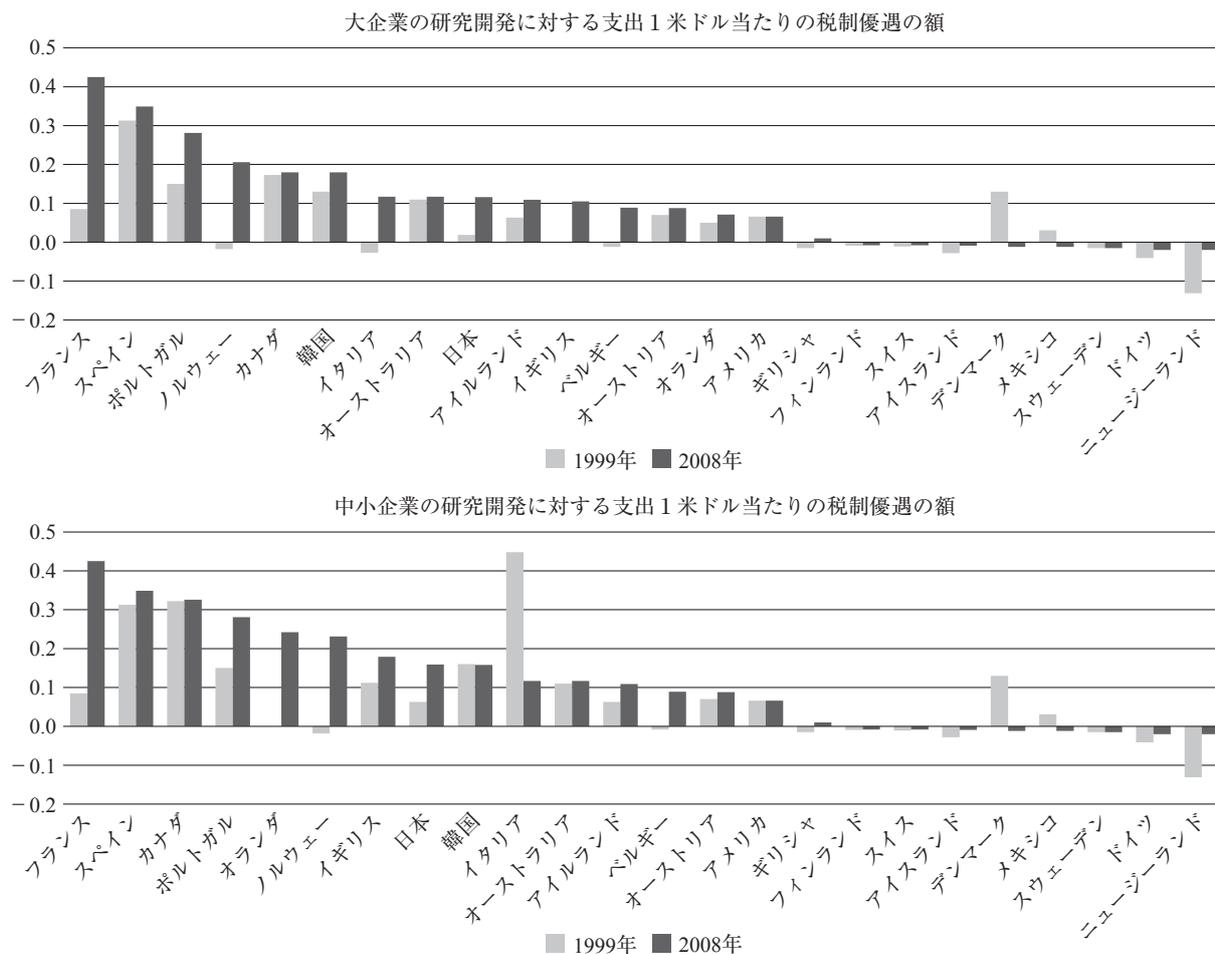
研究開発に対する企業の支出1米ドル当たりの税制優遇の額で1999年と2008年を比較すれば、多くの国で制度が拡充されたことが窺える(図3)。加えて、留意する必要があるのは、法人税の租税支出の多くは税率を乗じる前の課税所得からの控除という形態を採るため、歳入ロスの規模は税率水準に影響されるということである。租税支出の規模が縮小傾向にある国でさえ、それは近年の税率引下げの結果にすぎない可能性がある⁽¹²³⁾。

おわりに

本稿では、アメリカにおける法人税改革の議論について、その全体像と最近の経緯をみてきた。最近の議論から窺えるのは、アメリカも日本も、同様のジレンマに直面しているということである。すなわち、国際的な法人税率の引下げ競争がますます進んでいる状況をにらんで、法人税率引下げの必要性が強く認識されるようになってきている一方、近年の財政状況の悪化を受けて代替財源の確保の要請が強まる中で、租税支出の見直しを中心とする課税ベースの拡大は容易でない。

やや状況が異なる点があるとすれば、アメリカの財政状況は日本ほど深刻ではないことであろう。しかし、そのアメリカにおいてさえ、法人税率の引下げに当たっては代替財源の必要性が意識され

図3 OECD諸国におけるR&D税制の推移(1999年→2008年)



(注) オランダの中小企業については、1999年のデータが得られない。
 (出典) OECD, *OECD Science, Technology and Industry Scoreboard 2009*, pp.78-79 を基に筆者作成。

(123) *ibid.*, pp.50, 67-68.

ている。富裕層や大企業への増税を志向するリベラル派と歳出削減を重視する保守派の間には、容易に埋まらない溝があるとはいえ、最近の税制改革案をみる限り、法人税率の引下げのみを実施して、財源は経済成長に伴う自然増収に期待するという考え方には立っていない。ラッファー・カーブのような見方に肯定的な立場ももちろんあるが、少なくとも、そのような主張が当然視されていない。日本では、法人税率を引き下げれば税収が減るという議論があることに対して、グローバルな流れとは完全にかき離れたローカルな論理であり、その結果として日本の法人税率が高止まりしているのは「ガラパゴス現象」だという批判がある⁽¹²⁴⁾。しかし、アメリカでの議論からは、代替財源の確保を考慮するのが決して日本だけに特有の議論ではないことがわかる。

とはいえ、そのための課税ベースの拡大は、具体策に議論が及ぶと容易には進まない。アメリカでは、付加価値税（VAT）の導入等により追加の財源を確保するという議論があるものの、これまで実現しておらず、近い将来実現する気配も今のところない。課税ベースの拡大が困難な場合、同国では、連邦税制の消費課税への依存度を大きく高めていくという選択肢はなさそうである。それに対して、日本はすでにVATとしての「消費税」を導入し、今般の社会保障と税の一体改革を経て税率は10%まで引き上げられることが予定されている。今後の議論の中で、課税ベースの拡大だけで十分な代替財源を確保することの困難さがより強く認識されるようになったとき、向かう先は消費税への一層の依存であろうか。確かに、識者の間でも、この方向性は有力に主張されている⁽¹²⁵⁾。しかし、第Ⅱ章第1節(3)および同章第3節で触れたように、法人税負担を軽減する一方で消費課税の比重を高めていくことに対しては、再分配や公平感の観点からの慎重論もある⁽¹²⁶⁾。課税ベースの拡大を行うにせよ、他の財源を探るにせよ、税率引下げの方向での法人税改革は決して容易な道ではない。平成28（2016）年度税制改正でも、更なる課税ベースの拡大を通じて法人税率の引下げ幅の上積みを探る方針が示されているところ、今後の議論の行方が注目される。

（かとう けいいち）

⁽¹²⁴⁾ 伊藤元重「（経済教室）法人税改革の視点（上）税率下げで税収増は可能」『日本経済新聞』2014.3.12.

⁽¹²⁵⁾ 例えば、土居 前掲注(34)；森信茂樹「法人税減税は必要か（2）消費税への代替進め自治体の財政格差解消を」『エコノミスト』92巻42号、2014.10.7、pp.86-87；浜田宏一「（経済教室）消費税再増税の論点（下）大幅な法人減税が大前提」『日本経済新聞』2014.10.13等。

⁽¹²⁶⁾ 石弘光「法人税減税の行方」『税務経理』9304号、2013.11.15、p.1も指摘するように、「元来、消費税増税による家計負担増に対し、企業の負担減は国民感情として受け入れ難いとする政治的な抵抗があった」。もっとも、石氏自身はこの組合せに必ずしも反対ではない。

別表 オバマ政権下で公表された主な法人税改革案の概要

現行制度	財政責任および改革委員会「正念場」の例示案 (2010年)	ワイデン=コーツ両議員「公平で簡素な税制」に関する超党派法案 (2011年)	ホワイトハウス、財務省「企業税制改革に関する大統領の構想」 (2012年)	ポーカス上院財政委員長の一連の討議草稿 (2013年)	2016年度大統領予算案 (2015年)	下院予算委員会「ライアン・プラン」 (2011年～)	キャンブ下院議人委員長「2014年税制改革法案」 (2014年)
法人税率: 35%	28%の単一税率	24%の単一税率	28% (製造業については実質的に25%以下)	引下げの方向性 (具体的な税率は示されず)	引下げの方向性 (具体的な税率は示されず)	25%	25%の単一税率
代替ミニマム税 (AMT)	廃止	廃止	製造業に的を絞って拡充	—	—	廃止	廃止
租税支出等							
国内製造活動控除	廃止	廃止	—	即時償却を廃止し、全額を償却対象に	化石燃料の生産等を適用除外	—	廃止
研究開発費の即時償却	廃止	—	—	—	—	—	即時償却を廃止し、全額を償却対象に
研究試験費の税額控除 (R&E 税額控除)	廃止	—	拡充および簡素化の上、恒久化	—	拡充および簡素化の上、恒久化	—	簡素化の上、恒久化
修正加速償却制度 (MACRS)	MACRS を廃止または修正 (新制度の詳細は不明)	MACRS を廃止し、実際の経済的な減価速度に近い償却制度に改める	償却速度の厳格化を検討する	MACRS を廃止し、実際の経済的な減価速度に近い償却制度に改める	—	—	MACRS を廃止し、実際の経済的な減価速度に近い償却制度に改める
即時償却: 年間 50 万ドルが上限	— (※)	年間総所得が100万ドル以下の小規模企業については、上限を撤廃した上で制度を恒久化	上限を年間100万ドルとした上で制度を恒久化	上限を年間100万ドルとした上で制度を恒久化	上限を年間100万ドルとした上で制度を恒久化	—	上限を年間25万ドルとした上で制度を恒久化
棚卸資産の評価方法の特例: ・後入先出法 (LIFO) ・低価法 (LCM)	LIFO を廃止 (※)	LCM を廃止	LIFO を廃止	LIFO および LCM を廃止	LIFO および LCM を廃止	—	LIFO および LCM を廃止
小規模企業 (年間総所得 500 万ドル以下) に対する現金主義会計の否認	— (※)	—	適用対象企業の基準を年間総所得1000万ドル以下に拡大	適用対象企業の基準を年間総所得1000万ドル以下に拡大	適用対象企業の基準を年間総所得2500万ドル以下に拡大	—	適用対象企業の基準を年間総所得1000万ドル以下に拡大
同種の資産の交換に伴うキャピタルゲインの課税繰延べ	— (※)	—	—	—	不動産の交換について適用に上限を設定する等、条件を厳格化	—	—
適格な私的活動目的で発行する州債・地方債の利子の非課税	廃止	—	—	—	—	—	—
広告宣伝費の即時償却	—	—	—	即時償却は50%までに制限し、残額は償却対象に	—	—	即時償却は50%までに制限し、残額は償却対象に
負債利子控除: 名目額を控除可	—	インフレ率を超過する分のみを控除可能とする	一部制限を検討する	—	—	—	—
欠損金の繰戻還付と繰越控除: 当期課税所得の全額まで控除可	—	—	—	—	—	—	—
国際課税							
国際課税方式: ・ワールドワイド方式+外国税額控除 ・国外留保所得の課税繰延べ	テリトリアル方式に移行	ワールドワイド方式に純化 (国外留保所得の課税繰延べを廃止)	国外留保所得の課税繰延べを廃止し、国外所得に新たなミニマム税を課す	国外留保所得の課税繰延べを廃止した上で、①新たなミニマム税を課す、または②テリトリアル方式に移行 ・未だアメリカにおいて課税されていない国外留保所得に対して、一度限りの臨時課税を行う	国外留保所得の課税繰延べを廃止し、国外所得に新たなミニマム税を課す ・未だアメリカにおいて課税されていない国外留保所得に対して、一度限りの臨時課税を行う	テリトリアル方式に移行	テリトリアル方式に移行 (外国子会社からの配当等の95%を非課税に) ・未だアメリカにおいて課税されていない国外留保所得に対して、一度限りの臨時課税を行う

(注) ・「—」は、当該項目について言及がない、明確な改革の方向性が示されていない、または、言及があったとしても基本的な仕組みには変更がないことを意味する。
 ・「正念場」の例示案は、すべての租税支出を廃止することを提案しているものの、個々の項目を列挙していない。上表で示したのは、租税支出の範囲について、財務省の考え方に従った場合である。合同租税委員会 (CRT) の考え方に従えば、※印の項目についても廃止されることになる。また、LIFO に加えて LCM も廃止されることになる。
 (出典) 本文の脚注に示した各案の原典および関連文書を基に筆者作成。その他、表にまとめるに当たって特に参照したのは、「Summary of Tax Reform Act of 2014」、「Comparison of Tax Reform Plans」、「Committee for a Responsible Federal Budget, Analysis of the Tax Reform Act of 2014, 2014.2.27, pp.6-7. <http://crfb.org/sites/default/files/crfb_analysis_of_the_tax_reform_act_of_2014_0.pdf>」; Table 5. Comparing Business and Corporate Tax Reform Proposals, Mark P. Keightley and Molly F. Sherlock, 「The Corporate Income Tax System: Overview and Options for Reform,」 CRS Report, R42726, 2014.12.1, pp.32-34 である。